

全国連合小学校長会
文部科学省児童生徒課

1

いじめ問題への対応について

いじめの定義

～平成17年度

自分より弱い者に対して一方的に、身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じているもの

平成18年度～

当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの

- × 「自分より弱い者」
- × 「一方的に」
- × 「継続的に」
- × 「深刻な」

発生場所は学校内外を問わず、個々の行為が『いじめ』に当たるか否かの判断はいじめられた児童生徒の立場に立って行う。

具体的ないじめの種類に「パソコン・携帯電話での中傷」「悪口」などを追加。「発生件数」から「認知件数」に変更。

いじめ防止対策 推進法(平成25年) の定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの

【いじめの防止等のための基本的な方針より】

○「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要

○いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う

※平成29年3月の基本方針改定

○ 旧基本方針では「けんか」がいじめの定義から除かれるため、けんかに係る記述を改正(「けんかを除く」という記述を削除)

➡ けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

「仲間はずれ、無視、陰口」

された経験がある・・・9割

した経験がある・・・9割

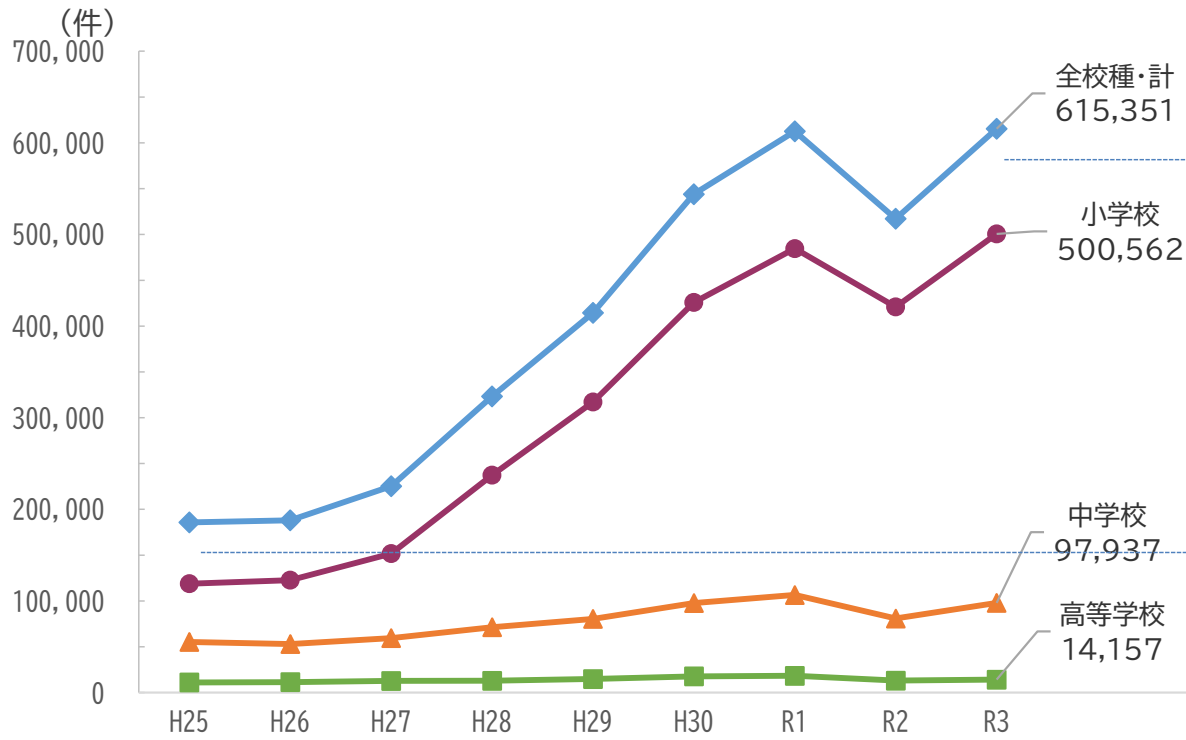
国立教育政策研究所生徒指導・進路指導センター いじめ追跡調査2016－2018
(調査対象地域における中学校3年生(2018年度)の過去6年間のいじめに関する経験回数より)



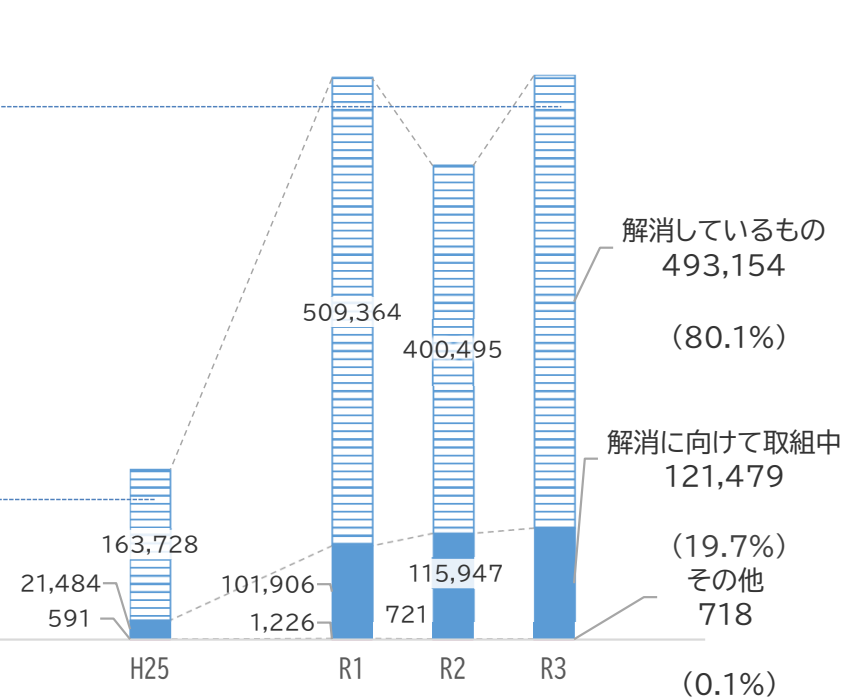
いじめはどの学校でもどの子供にも起こり得る

いじめの状況について

いじめの認知件数の推移



いじめの解消状況の推移(各年度末時点)



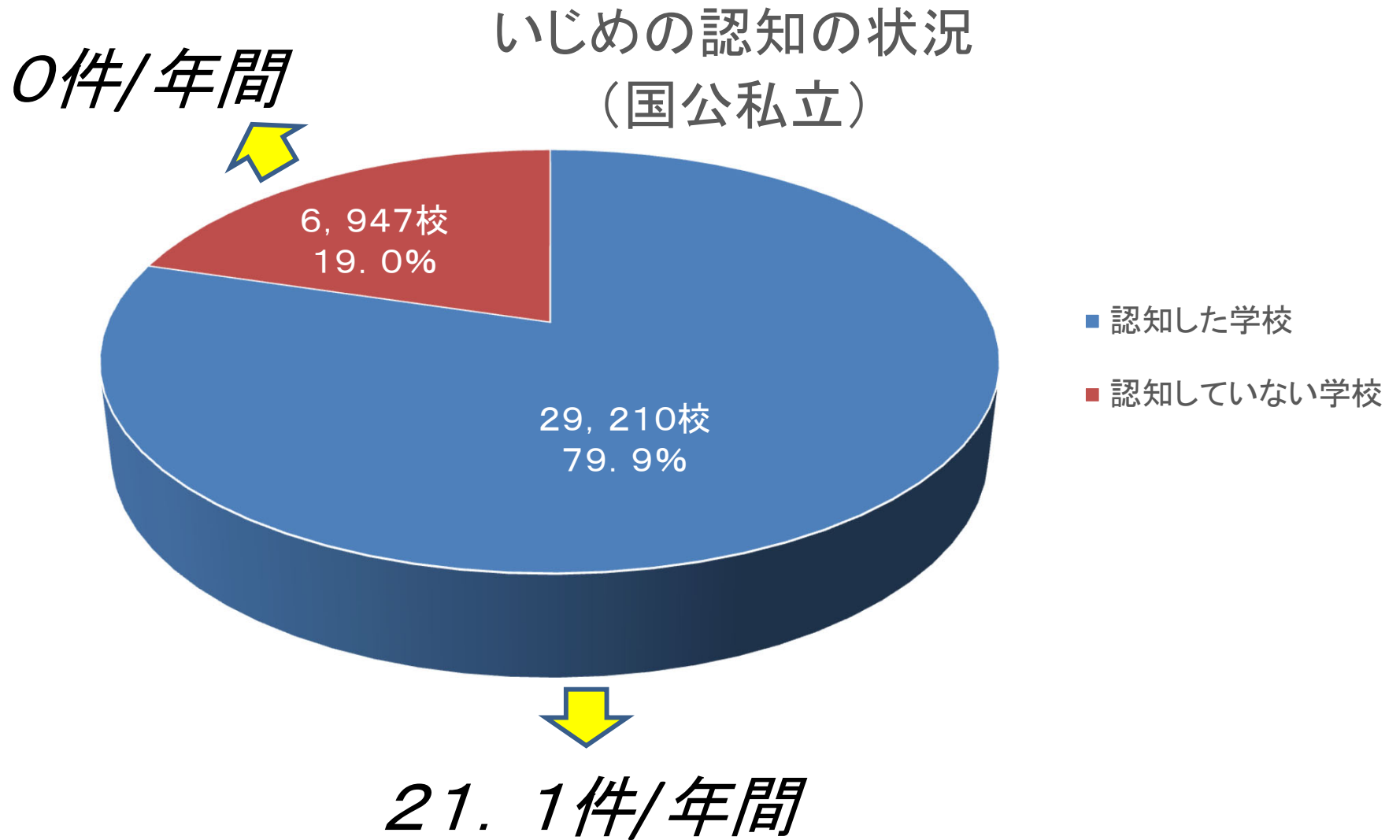
年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
小学校	118,748 17.8	122,734 18.6	151,692 23.2	237,256 36.5	317,121 49.1	425,844 66.0	484,545 75.8	420,897 66.5	500,562 79.9
中学校	55,248 15.6	52,971 15.0	59,502 17.1	71,309 20.8	80,424 24.0	97,704 29.8	106,524 32.8	80,877 24.9	97,937 30.0
高等学校	11,039 3.1	11,404 3.2	12,664 3.6	12,874 3.7	14,789 4.3	17,709 5.2	18,352 5.4	13,126 4.0	14,157 4.4
特別支援学校	768 5.9	963 7.3	1,274 9.4	1,704 12.4	2,044 14.5	2,676 19.0	3,075 21.7	2,263 15.9	2,695 18.4
計	185,003 13.4	188,072 13.7	225,132 16.5	323,143 23.8	414,378 30.9	543,933 40.9	612,496 46.5	517,163 39.7	615,351 47.7

- 小・中・高等学校及び特別支援学校におけるいじめの認知件数は615,351件(前年度517,163件)であり、前年度に比べ98,188件(19.0%)増加している。
- 児童生徒1,000人当たりの認知件数は47.7件(前年度39.7件)である。
- 年度末時点でのいじめの状況について、解消しているものは493,154件(80.1%)であった。

※ 上段は認知件数、下段は1,000人当たりの認知件数

いじめ「認知力」の学校間格差

(小・中・高・特別支援学校)



文部科学省 令和3年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」より

いじめ対策のこれまでの経緯

- ◆ 平成24年7月、滋賀県大津市の自殺事案について、報道がある
- ◆ 平成25年2月、教育再生実行会議第1次提言
→「社会総がかりでいじめに対峙していくための基本的な理念や体制を整備する法律の制定が必要」

「いじめ防止対策推進法」の成立(平成25年6月21日)

→ 6月28日公布、9月28日施行

- ◆ **いじめの防止等のための基本的な方針**の策定(10月11日)
→ 同日、各都道府県教育委員会等へ通知を发出し周知。
- ◆ 平成29年3月、**いじめの防止等のための基本的な方針**の改定
重大事態の調査に関するガイドラインの策定
※いじめ防止対策推進法の施行3年後の見直し規定を踏まえた対応

○ いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)

附 則
(検討)

第2条 いじめの防止等のための対策については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

2 (略)

いじめ防止対策推進法【概要】 ①

(平成25年法律第71号)

第一章 総則

1 「いじめ」を「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校(※)に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義すること。

※小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校(幼稚部を除く。)

2 いじめの防止等のための対策の基本理念、いじめの禁止、関係者の責務等を定めること。

第二章 いじめ防止基本方針等

1 国、地方公共団体及び学校の各主体は、「いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針」の策定(※)を定めること。

※国及び学校は策定の義務、地方公共団体は策定の努力義務

2 地方公共団体は、関係機関等の連携を図るため、学校、教育委員会、児童相談所、法務局、警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができること。

第三章 基本的施策

学校の設置者及び学校が講ずべき基本的施策として、①道徳教育等の充実、②早期発見のための措置、③相談体制の整備、④インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進を定めるとともに、国及び地方公共団体が講ずべき基本的施策として、⑤いじめの防止等の対策に従事する人材の確保等、⑥調査研究の推進、⑦啓発活動等について定めること。

いじめ防止対策推進法【概要】 ②

(平成25年法律第71号)

第四章 いじめの防止等に関する措置

- 1 学校は、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員、心理・福祉等の専門家その他の関係者により構成される組織を置くこと。
- 2 個別のいじめに対して学校が講ずべき措置として、①いじめの事実確認と設置者への結果報告、②いじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援、③いじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言について定めるとともに、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときの警察との連携について定めること。
- 3 懲戒、出席停止制度の適切な運用等その他いじめの防止等に関する措置を定めること。

第五章 重大事態への対処

- 1 学校の設置者又は学校は、重大事態(※1)に対処し、同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行うものとすること。
(※1) {
 - 一 いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
 - 二 いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
- 2 学校の設置者又は学校は、1の調査を行ったときは、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、必要な情報を適切に提供するものとする。
- 3 学校は、重大事態が発生した旨を地方公共団体の長等(※2)に報告、地方公共団体の長等は、必要と認めるときは、1の調査の再調査を行うことができ、また、その結果を踏まえて必要な措置を講ずるものとすること。
(※2) 公立学校は地方公共団体の長、国立学校は文部科学大臣、私立学校は所轄庁である都道府県知事

第六章 雑則

学校評価における留意事項及び高等専門学校における措置に関する規定を設けること。

いじめ対策における国・地方公共団体・設置者・学校(教職員)・保護者の主な役割

国 ★「いじめ防止基本方針」の策定 【法第11条】

○いじめの防止等のための対策を総合的に策定・実施

地方公共団体 ◆「地方いじめ防止基本方針」の策定 【法第12条】

※「いじめ問題対策連絡協議会」の設置 【法第14条第1項】

○地域の状況に応じた施策の策定・実施

学校の設置者 ※いじめ防止等の対策を実効的に行うための附属機関の設置 【法第14条第3項】

★設置する学校に対する必要な支援等または必要な調査の実施

【法第24条】

○いじめの防止等のために必要な措置の実施

学校・教職員 ★「学校いじめ防止基本方針」の策定 【法第13条】

★「学校いじめ対策組織」の設置 【法第22条】

★いじめに対する措置 【法第23条】

○学校全体でのいじめの防止・早期発見と対処

保護者 ◆児童等への指導、いじめの防止等のための措置への協力 【法第9条第1項・第3項】

★児童等の保護 【法第9条第2項】

○子の教育についての第一義的責任

★：義務 ◆：努力義務 ○：責務 ※：望ましい

いじめ対応の流れ(フローチャート)

未然防止

- ・人権感覚を基盤とする全ての教育活動を通じた人間関係の構築

初期対応

- (発見)
- ・日常的な観察、教育相談、アンケートの実施
- (情報収集)
- ・組織で生徒等へ個別的なききとり、適切に記録

事実確認・方針決定

(重大事態の疑いがある場合)

- ・いじめを組織的に認知し、学校の設置者へ報告
⇒法令上の定義に則った積極的ないじめの認知
- ・指導・対応方針、役割分担の検討
- ・関係する児童生徒や保護者への適切な情報提供

指導・対応

- ・被害児童生徒及び保護者への支援・助言
- ・加害児童生徒及び保護者への指導・助言

観察・再発防止・未然防止

- ・継続的な見守りや観察、指導
- ・周囲の児童生徒等も含めた再発防止・未然防止
- ・保護者への定期的な情報提供
- ・情報の保管と引き継ぎ

<対応のポイント>

いじめの認知と初期対応が適切に行われないと、重大な結果を招いた事案が発生してしまう可能性があるため、



・いじめ防止対策推進法



・いじめの防止等のための基本的な方針

等に則った、積極的な認知と初期対応が極めて重要

重大事態対応

- ・学校から地方公共団体の長等へ重大事態発生への報告
- ・調査者の下に、重大事態の調査組織を設置
- ・被害児童生徒・保護者に対して適切に情報を提供
- ・調査結果を地方公共団体の長等に報告

※地方公共団体の長等が必要と判断した場合は、
地方公共団体の長等による再調査を実施



いじめの重大事態の調査に関するガイドライン

まだまだ、多くの悲惨な事案で、教職員の抱え込みが見られる。

- 熱心であればあるほど「落とし穴」にはまる
（「自分が解決しなければ…」 「迷惑はかけられない…」 「相談するのではなく、相談される立場」 「他の業務が忙しそう…」 etc.）
- 「組織」をつくることが法で決まっているのは、抱え込みを防ぐため。



抱え込みを防ぐためにはどうするか？

学校いじめ防止基本方針の策定 ①

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）

（学校いじめ防止基本方針）

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

◆いじめの防止等のための基本的な方針（抄）

- 学校いじめ防止基本方針には、いじめの防止のための取組、早期発見・いじめ事案への対処（以下「事案対処」という。）の在り方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修などを定めることが想定され、いじめの防止、いじめの早期発見、事案対処などいじめの防止等全体に係る内容であることが必要である。
- その中核的な内容としては、いじめに向かわない態度・能力の育成等のいじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりのために、年間の学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組が体系的・計画的に行われるよう、包括的な取組の方針を定めたり、その具体的な指導内容のプログラム化を図ること（「学校いじめ防止プログラム」の策定等）が必要である。

学校いじめ防止基本方針の策定 ②

◆いじめの防止等のための基本的な方針（抄）

- また、アンケート、いじめの通報、情報共有、適切な対処等のあり方についてのマニュアルを定め（「早期発見・事案対処のマニュアル」の策定等）、それを徹底するため、「チェックリストを作成・共有して全教職員で実施する」などといったような具体的な取組を盛り込む必要がある。そして（中略）事案対処に関する教職員の資質能力向上を図る校内研修の取組も含めた、年間を通じた当該組織の活動が具体的に記載されるものとする。

- 加えて、より実効性の高い取組を実施するため、学校いじめ防止基本方針が、当該学校の実情に即して適切に機能しているかを学校いじめ対策組織を中心に点検し、必要に応じて見直す、というPDCAサイクルを、学校いじめ防止基本方針に盛り込んでおく必要がある。

- 学校いじめ防止基本方針において、いじめの防止等のための取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに係る取組、早期発見・事案対処のマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）に係る達成目標を設定し、学校評価において目標の達成状況を評価する。各学校は、評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る必要がある。

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）

（学校におけるいじめの防止等の対策のための組織）

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

◆いじめの防止等のための基本的な方針（抄）

- 学校いじめ対策組織は、いじめの防止等の中核となる組織として、的確にいじめの疑いに関する情報を共有し、共有された情報を基に、組織的に対応できるような体制とすることが必要である。特に、事実関係の把握、いじめであるか否かの判断は組織的に行うことが必要であり、当該組織が、情報の収集と記録、共有を行う役割を担うため、教職員は、ささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを、抱え込まずに、又は対応不要であると個人で判断せずに、直ちに全て当該組織に報告・相談する。加えて、当該組織に集められた情報は、個別の児童生徒ごとなどに記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図る。

組織的ないじめ対応の流れ

- 学級担任等が抱え込まず、「いじめ対策組織」で迅速かつ的確に対応
- 日常的な児童生徒の観察、定期的な面談・アンケートにより早期発見に努力

いじめの発見



① 情報を集め組織的に共有する

- 教職員、児童生徒、保護者、地域、その他から「いじめ対策組織」に情報(アンケート結果を含む)を集約

※いじめを発見した場合は、その場でその行為を止めさせる。

② 指導・支援体制を組む

- 「いじめ対策組織」で指導・支援体制を組む

(校長のリーダーシップの下、生徒指導担当、学年主任、養護教諭、学級担任などの教職員、スクールカウンセラー、弁護士、警察OBなどが参画)

③-A

子供への指導・支援を行う

- いじめられた児童生徒にとって信頼できる人(親しい友人や教員、家族、地域の方々等)と一緒に寄り添い支える体制をつくり、いじめから救い出し、徹底的に守り通す
- いじめた児童生徒には、いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに、不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力を育む(ひどいいじめをした場合は警察に通報し、補導・逮捕・保護処分により更生させる)
- いじめを見ていた児童生徒に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える

③-B

保護者と連携する

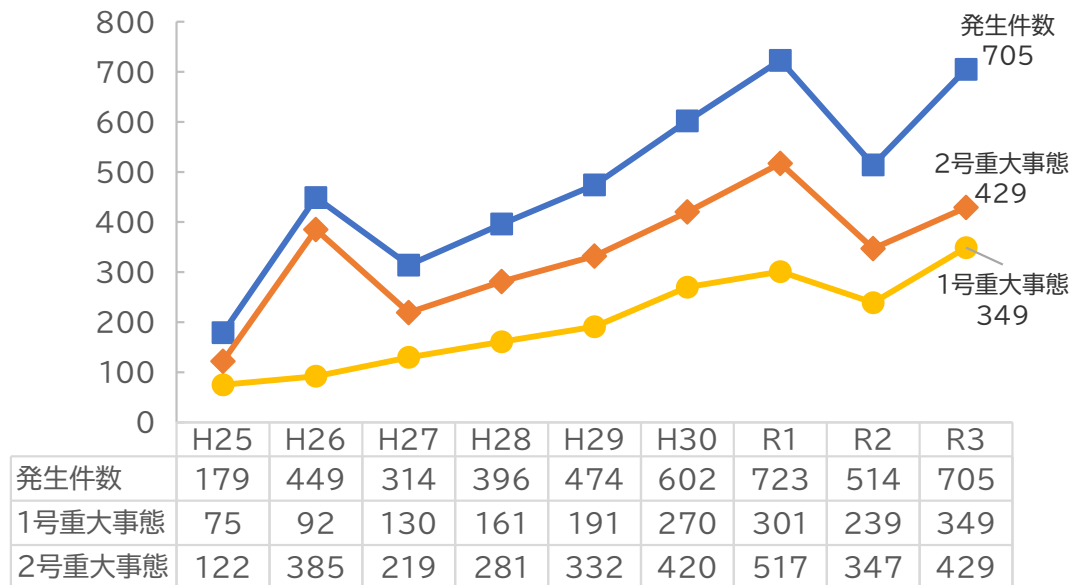
- つながりのある教職員を中心に、即日、関係児童生徒(加害、被害とも)の家庭訪問等を行い、事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う

いじめの重大事態について

- 重大事態の発生件数は、705件(前年度514件)。
うち、法第28条第1項第1号に規定するものは349件(前年度239件)、同項第2号に規定するものは429件(前年度347件)である。
- 文部科学省では、いじめ防止対策推進法第28条第1項のいじめの重大事態への対応について、学校の設置者及び学校における法、基本方針等に則った適切な調査の実施に資するため、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」を平成29年3月に策定している。

文部科学省 令和3年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」より

いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する「重大事態」の発生件数



	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	合計
重大事態発生校数(校)	285	255	102	3	645
重大事態発生件数(件)	314	276	112	3	705
うち、第1号	158	122	68	1	349
うち、第2号	191	175	61	2	429

※ いじめ防止対策推進法第28条第1項において、学校の設置者又は学校は、重大事態に対処するために調査を行うものとする規定されており、当該調査を行った件数を把握したもの。

※ 1件の重大事態が第1号及び第2号の両方に該当する場合は、それぞれの項目に計上されている。

※ 同法第28条第1項に規定する「重大事態」とは、
第1号「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」
第2号「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」
である。

いじめ防止対策協議会（令和4年度）

いじめ防止対策協議会 … 「いじめの防止等のための基本的な方針」に基づき、学校関係者や有識者の参画を得て、いじめ防止対策推進法に基づく取組状況の把握と検証を行うとともに、いじめの問題等に関して、関係者間の連携強化を図り、より実効的な対策を講じることを目的として設置。

※平成26年度より、原則、毎年度開催。令和2年度はコロナ禍の影響により開催せず。

背景

いじめ重大事態の対応に関する主な指摘

- ⇨ 事案が発生したにもかかわらず、学校がいじめとして認知できなかった。
 - ⇨ 重大事態の疑いのある事案が生じていたが、調査組織の迅速な設置や調査の開始に至らなかった。
 - ⇨ 調査組織の委員の選定において、中立性・公平性が担保されていない。
 - ⇨ 関係する児童生徒や保護者に対し、重大事態調査の目的や方向性、調査組織やスケジュール感等の説明が不足している。
- ➔ 学校・教育委員会等の教育現場におけるいじめ対応に関する体制面や運用面に係る課題が指摘。

目的

- ①調査組織の目的や位置付け、②権限・能力、③調査結果の内容（報告事項）等について改善を図り、学校・教育委員会等の教育現場における重大事態対応に係る困り感の解消を目指す。

主な協議事項

- **重大事態調査における初期対応**
- " **委員の人选・人材の確保**
- **被害児童生徒及び保護者等への対応**

※実態把握のため、アンケート調査や関係者へのヒアリングを実施。

（主なアンケート項目：重大事態調査の初期対応、第三者委員会の体制確保(人員・予算)、調査実施における課題、再発防止徹底のための教委の支援等）

開催状況

令和4年度

- 第1回 (R4.6.15)
 - ・論点整理メモについて
- 第2回 (R4.11.28)
 - ・今後の進め方について
 - ・早期に対応すべき検討項目について
- 第3回 (R5.12.19)
 - ・早期に対応すべき検討項目について
- 第4回 (R5.2.3)
 - ・早期に対応すべき検討項目について
 - ・いじめ重大事態調査の今後の対応について
- 第5回 (R5.3.23)
 - ・医療事故調査制度に係るヒアリングについて
 - ・いじめ重大事態調査の今後の在り方について

- ◆ いじめの重大事態の増加等依然として憂慮すべき状況。いじめの対応は、学校のみでは対応が困難な事案もあり、子ども家庭庁設立準備室と共同で「いじめ防止対策に関する関係府省連絡会議」を設置し、政府の連携体制を強化。
- ◆ 連絡会議において、今後対応すべき検討項目を整理し、全体の見直しに先立ち、優先的に対応すべきものとして、重大ないじめ事案等における警察連携などいじめ対応において改めて留意すべき事項を取りまとめ、学校設置者・学校に対して再徹底を図る。

1. いじめ問題への対応における警察との連携の徹底



重大ないじめ事案等は直ちに相談・通報を行う他、学校と警察が日常的に情報共有や相談を行える体制の構築

- 学校と警察は、児童生徒を加害に向かわせず、被害に遭うことから防ぐ等、児童生徒の健全な育成の観点から重要なパートナーであることを認識し、日常的に情報共有や相談を行うことができる連携体制の構築が求められること。
- 重大ないじめ事案や犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合には、学校は、いじめが児童生徒の生命や心身に重大な危険を生じさせる恐れがあることを十分に認識し、いじめ防止対策推進法第23条第6項に基づき、直ちに警察に相談・通報を行い、適切に援助を求めなければならないこと。
- 学校のみで対応するか判断に迷う場合であっても、被害児童生徒や保護者の安心感につながる場合もあることから、警察に相談・通報を行うこと。
- インターネット上のいじめが増加しており、児童ポルノ関連のいじめは被害の拡大を防ぐため、直ちに警察に相談・通報。
- 学校では取扱いの判断が困難な事案も多く、個別事案に係る日常的な情報共有や相談・通報ができるよう、下記のような連携体制の構築に取り組むこと。
 - 警察署との協定の締結・見直しによる円滑な情報共有の推進(相互連絡の枠組みを構築し、幅広く相談・通報を可能に)
 - 学校・警察連絡員の指定の徹底(緊急時を含め日常的に情報共有や相談・通報が可能な連携体制の構築)
 - 学校警察連絡協議会等の活用(学校と警察で認識を共有し、積極的な相談を促進)
 - スクールサポーター制度の積極的な受入れの推進(学校と警察のパイプ役として有効なスクールサポーターの活用)
- 学校と警察が連携することで事案が解消に向かった好事例を周知
 - 例) 警察からの聴き取りによる事案の解明、警察からの注意・説諭による事案の解消
SNS上での児童ポルノ事案における警察の早急な対応による拡散防止 等
- 学校で起こり得るいじめのうち、警察に相談・通報すべき具体例を参考として提示。
 - 例) (暴行) ゲームや悪ふざけと称して、繰り返し同級生を殴ったり、蹴ったりする。
(強要) 度胸試しやゲームと称して、無理やり危険な行為や恥ずかしい行為をさせる。
(児童ポルノ) スマートフォンで自身の性器や下着姿などの写真・動画を撮影して送るよう指示し、自身のスマートフォンに送らせる。等

2. 児童生徒への指導・支援の充実



適切なアセスメントを行いつつ、関係機関と連携して、被害の拡大や二次的な問題の発生を防止、未然防止の推進

- 被害児童生徒に対しては、徹底して守り抜くとの意識の下、SC、SSWや医療機関とも協力しつつ、被害の拡大や二次的な問題の発生を防ぐとともに、落ち着いて教育を受けられる環境の確保や不登校等の場合における学習面での十分な支援にも留意。
- 加害児童生徒に対しては、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導・対応。いじめの背景に当該児童生徒が様々な背景を有している場合もあり、特別な配慮を必要とする場合には、SC・SSWを活用して適切な支援を実施。
- 外部の専門機関を活用することも有効であり、法務少年支援センターや警察機関等との連携も重要。
- 未然防止の取組として、いじめの実際の事例等を活用しつつ、児童生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論する等の実践的な取組が重要。
- いじめが複数校にまたがる場合の情報共有や連携した対応の徹底。転校、進学の場合の十分な引継ぎにも留意。

3. 保護者への普及啓発



平時からの普及啓発、いじめ事案の際には学校の対応について丁寧な情報共有が必要

- 入学説明会や保護者会等の機会を通じて、いじめ対応における学校への協力を求め、「学校いじめ防止対策基本方針」や相談窓口の周知を行うとともに、法律におけるいじめの定義や保護者の責務等も周知。
- 重大ないじめ事案等における警察との連携についてもあらかじめ保護者に周知しておくことが重要。
- いじめを認知した際は、事実関係を確認し、保護者への丁寧な情報共有を徹底し、特に、加害児童生徒の保護者への説明が十分に行われていない実態があることから、迅速に情報提供し、保護者と協働で指導支援を行うこと。

4. 総合教育会議の活用及び首長部局からの支援



いじめの重大事態の際は、法律に則り総合教育会議の開催、首長との緊密な連携

- 地方公共団体では、地教行法第1条の4に基づき、いじめの重大事態(主として生命・身体に重大な被害が生じた事案)が認められる場合には、総合教育会議の開催等を通じ、首長と教育委員会とで十分な意思疎通、緊密な連携。
- いじめの重大事態における学校又は学校設置者の調査の実施に当たり、必要に応じて、首長に支援や協力を求め、迅速な調査組織の立ち上げ及び調査の開始に努めること。

すべての地方公共団体に「総合教育会議」を設置

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正(平成27年4月1日施行)

あまり教育に口を出さない方がいいのかな？

首長



- 大学に関する事
- 私学に関する事
- 予算の編成・執行
- 条例案の提出

教育に関する
大きな権限

予算の権限を持つ首長はどう考えているのかな？

教育委員会



- 公立学校の設置・管理・廃止
- 教職員の人事
- 教育課程、生徒指導
- 教科書、その他の教材の取り扱い
- 施設設備、整備
- 社会教育
- スポーツ、文化、文化財

密接な関連

総合教育会議



- ◆ 首長が招集。会議は原則公開。
- ◆ 構成員は首長と教育委員会（必要に応じ意見聴取者の出席を要請）
- ◆ 協議、調整事項は以下のとおり
 - ① 教育行政の大綱の策定
 - ② 教育の条件整備など重点的に講ずべき施策
 - ③ 児童・生徒等の生命・身体の保護等緊急の場合に講ずべき措置

- ✓ 首長が教育行政に果たす責任や役割が明確になるとともに、首長が公の場で教育政策について議論することが可能に
- ✓ 首長と教育委員会が協議・調整することにより、両者が教育政策の方向性を共有し、一致して執行にあたることが可能に

重大ないじめへの措置について

- ▶ 重大ないじめ事案が生じた際、学校は、いじめを行った児童生徒に対し、いじめを直ちにやめさせる等の指導を行う。また、いじめを受けている児童生徒に対しては、いじめ行為から避難させる等の支援を直ちに行う。
- ▶ 教育委員会等は、いじめの再発防止等のため、児童生徒に対する心理的なケアや行動変容に向けた指導を行うとともに、落ち着いた学校生活の復帰の支援、学習支援等を行う（さらに、並行して重大事態調査を進める。）。

< 重大事態の例 >

1号事案

- ・児童生徒が自殺を企図
- ・暴行を受けて骨折する
- ・心的外傷後ストレス障害と診断
- ・嘔吐や腹痛などの心因性の身体反応
- ・わいせつな画像や顔写真を加工した画像をインターネット上で拡散される
- ・複数の生徒から金銭を強要され渡す
- ・スマートフォンを破壊される など

2号事案

- ・30日以上欠席が続いている
- ・長期間の欠席後、転学する など

※重大事態は、児童生徒本人や保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあった場合など、「疑い」が生じた段階のものも含まれている。

児童生徒への指導・支援

警察

- ・暴行、恐喝などの犯罪行為への対応

※いじめ防止対策推進法では、児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに警察署に通報等しなければならないとされている。

児童相談所

- ・家庭要因の確認など、福祉面での対応・支援

司法機関

- ・弁護士による法律相談

医療・保健機関

- ・発達障害等の診断・支援
- ・怪我の治療、心理的ケア

連携

学校教職員

- ・児童生徒の別室指導
- ・児童生徒の見守り、学習支援・登校支援
- ・犯罪行為の通報など、市民社会のルールに基づく対応

教育委員会

- ・専門家からなる学校支援チームを派遣し、学校をサポート
- ・警察や地方公共団体との連携の推進
- ・加害児童生徒に対する出席停止措置

スクールカウンセラー

- ・児童生徒への心理的要因のアセスメント、心理的ケア
(被害児童生徒の自尊感情の回復、加害児童生徒の行動変容の促し等)

スクールソーシャルワーカー

- ・家庭環境、生徒間及び保護者間の関係性のアセスメント
- ・家庭環境改善のための関係機関との連携の推進
- ・児童相談所・医療機関・警察等へつなぐ

協働

保護者

- ・市民社会のルールに基づく指導・協力
- ・家庭での見守り

地域

- ・自治体の機能やネットワークを活用した支援
(児童委員・民生委員など)

重大事態調査

いじめの「重大事態」における学校の対応

■学校から設置者（教育委員会等）へ重大事態の発生報告

⇒ 設置者から地方公共団体の長等へ報告（いずれも法に基づく義務）

【重大事態とは？】

- ① いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき（通称：生命心身財産重大事態、1号重大事態）
※ 例：児童生徒が自殺を図った場合、身体に重大な傷害を負った場合 等
 - ② いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき（通称：不登校重大事態、2号重大事態）
※ 「相当の期間」とは年間30日を目安。ただし、一定期間、連続して欠席しているような場合には、この目安に関わらず、迅速に調査に着手。
- 児童生徒や保護者から、「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。
 - 設置者においては、重大事態が発生した場合、すぐに学校から教育委員会に報告がなされるよう、日頃から指導を行うこと。

■学校の設置者が、重大事態の調査の主体を判断（基本方針より）

調査の主体は学校又は学校の設置者。特に次の場合は、設置者自らが調査を実施。

- 従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと設置者が判断する場合
- 学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合

いじめの「重大事態」における学校の設置者の対応

■ 設置者が調査主体の場合： 調査組織の設置、調査の実施

- 設置者が調査主体となる場合、外部の第三者を構成員とした組織により、速やかに調査に着手できるよう、平時からの設置を。

■ 学校が調査主体の場合： 必要な指導及び支援

- 調査について指導助言、人的支援が必要。調査結果の情報提供についても内容・方法・時期につき指導助言。

※調査組織：公平性・中立性が確保された組織が客観的な事実認定を行うことができるよう構成すること。このため、弁護士、精神科医、学識経験者、心理・福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有するものであって、当該いじめの事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図るよう努めるものとする。

■ 調査結果を設置者（教育委員会等）を通じて地方公共団体の長等に報告（法に基づく義務）

■ 公立学校の場合：教育委員会会議に報告

- 事案の発生や調査結果を教育委員会会議に報告していない例が散見される。
⇒ 事務局のみで対処方針を決定するのではなく、教育委員会会議における十分な協議を経ること。また、総合教育会議の招集を求めることも必要に応じて検討すること。

いじめ重大事態の国への報告について

経緯

「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」（令和3年12月21日閣議決定）に基づき、いじめの重大事態について、**文部科学省とこども家庭庁が必要な情報を共有し、いじめ重大事態調査の第三者性の確保や運用等についての改善を図る**などの必要な対策を両省庁で講ずることが閣議決定された。

- 令和5年3月10日付け事務連絡「いじめ重大事態に関する国への報告について（依頼）」を発出し、各教育委員会等に対して、いじめ重大事態の発生報告等を依頼。
- 重大事態が発生した際には、以下の3段階で所定の様式にて文部科学省へ報告をお願いする。

<全体の流れ>

いじめ重大事態の発生報告（事案の概要や児童生徒の様子、学校の対応等について）

- 法第30条に基づき、地方公共団体が設置する学校は、地方公共団体の長に重大事態の発生を報告した際に文部科学省にも報告
※国立大学法人、公立大学法人、学校法人及び学校設置会社が設置する学校についても、同法第29条から第32条に基づき、都道府県知事等に報告する際あわせて文部科学省に報告

重大事態調査の開始報告【調査委員会等の開始時】（調査委員の構成等）

- 重大事態調査の開始（重大事態調査委員会の初回開催日）が決定した時点で、文部科学省にも報告

重大事態調査結果の報告（重大事態調査報告書の提出）

- 重大事態調査が終了し、学校の設置者等に調査結果が報告された際、文部科学省に当該重大事態調査報告書を提出

再調査の開始報告【再調査委員会等の開始時】（調査委員の構成等）

- 再調査の開始（再調査委員会の初回開催日）が決定した時点で、文部科学省にも報告

再調査結果の報告（再調査報告書の提出）

- 再調査報告書本体の写しを提出

再調査を行う場合

報告いただきたいいじめ重大事態に関する文部科学省、こども家庭庁の対応

概要

文部科学省では、報告いただいた内容をもとに、重大事態への対処及び調査の実施に係る助言等を行うとともに、こども家庭庁では、いじめ調査アドバイザーを新たに配置し、重大事態調査の第三者性の確保等から助言等を行う。あわせて、重大事態調査報告書を収集・分析し、新たにいじめ防止対策や重大事態調査の運用改善方策の検討に活用。

<報告内容に基づく国からの助言・支援体制>

<文部科学省>

- 文部科学省では、重大事態の運用等について助言ができる「いじめ・自殺等対策専門官」を増員し、必要に応じて各学校設置者等からの相談事項や問合せに対応。

<こども家庭庁>

- いじめ調査アドバイザーを新たに配置し、重大事態調査委員の確保が困難な場合等に、いじめ調査アドバイザーが、職能団体と連携して人材の紹介等を実施。なお、いじめ調査アドバイザーへの相談方法や開始時期等については、体制が整い次第改めて連絡。

✓ **重大事態に至る前であっても、法解釈や事案の対処、調査委員の確保等について国に相談、支援を求めることがあれば、積極的にご相談ください。**

<収集した重大事態調査報告書の活用の方向性>

- 重大事態調査報告書を国において、収集・分析することを通じて、
 - ① 重大事態に至るケースに共通する要素（いじめの背景・原因、学校等の対応における課題点等）を把握し、未然防止策や重大事態への対処の改善・強化を図る。
 - ② 文部科学省、こども家庭庁の重大事態事案における助言、支援機能の改善・強化につなげる。
 - ③ 重大事態調査に係る混乱や現場の困り感の解消に向けて、迅速かつ適切な重大事態調査の運用の在り方や調査すべき内容の検討。
- なお、国による分析は、個別の調査報告書について評価を行うものではなく、あくまで、法に基づく重大事態調査の適切な運用や未然防止対策の検討を目的として実施するものとする。

いじめ重大事態の報告と国からの助言等を通じて、**迅速な対処及び対応改善の仕組みを強化し、重大事態報告書の分析を通じて、全国的な対策へつなげる好循環を構築。**

いじめ対策に係る事例集(概要)

1 背景

- 平成28年度、文部科学省の有識者会議である「いじめ防止対策協議会」において、いじめ防止対策推進法の施行状況が検証され、平成28年11月2日、「いじめ防止対策推進法の施行状況に関する議論のとりまとめ」が提言された。
 - 「議論のとりまとめ」に掲げられた一部の現状・課題については、事例集を作成・周知することにより、学校現場の取組に資することとされた。
- ⇒ いじめ防止対策協議会における議論を踏まえ、平成30年9月、「いじめ対策に係る事例集」を作成。

2 特徴

※平成30年9月25日、文部科学省HP上で公表。

- 学校や教育委員会等における実際の事例の中から、いじめの防止、早期発見及び対処等の点で、特に優れている事例や、学校現場において教訓となる事例を掲載した(37項目・47事例)。
- 事例ごとに文部科学省のコメントを付記し、事例の着眼点を示した。

3 目次

1 いじめの定義・認知

- 明らかに法のいじめに該当するので、いじめとして扱うべきもの等の具体例
- Case01 加害・被害の関係性に気づきづらい事案
- Case02 「大丈夫」と答えたので苦痛を受けていると判断しなかった事案
- Case03 双方向の行為がある事案
- Case04-05 グループ内のトラブル
- Case06-07 組織のないいじめの認知
- Case08 いじめとして認知はするが、「いじめ」という言葉を使わずに指導する対処例

2 学校のいじめ防止基本方針

- Case09 いじめ防止等に効果的な学校基本方針の例
- Case10 学校基本方針の策定・見直しのプロセス(PDCAサイクルに係る取組)
- Case11-12 学校基本方針を児童生徒・保護者に対して適切かつ効果的に周知している事例

3 学校いじめ対策組織

- 学校いじめ対策組織の構成・活動
- Case13 学校いじめ対策組織の構成員、活動
- Case14 いじめ防止に効果的な特色ある活動が行われている事例
- Case15-16 校長の判断により事案の結果が左右された事例
 - ・リーダーシップを発揮し、迅速な対応ができたもの
 - ・誤った判断により、事案が深刻化したもの
- Case17 学校いじめ対策組織の存在・活動を児童生徒にアピールする取組
- Case18 いじめの校内研修の実践例
- いじめへの組織的対応
- Case19 いじめの情報共有
- Case20 いじめの情報の抱え込みにより重大な事態に至り、教職員が懲戒処分を受けた事例
- Case21 いじめの「ヒヤリ・ハット」事例

4 いじめの未然防止に係る取組

- Case22-23 児童生徒が主体となった取組
- Case24 学校における道徳教育
- Case25 弁護士等による出張授業
- Case26 インターネット上のいじめに関する啓発
- Case27 学校と保護者(PTA)、地域住民、関係機関との連携による未然防止のための取組

5 いじめの早期発見

- Case28-29 効果的なアンケート
- Case30-31 いじめの通報・相談窓口
- Case32 効果的な教育相談のための工夫が行われている事例
- Case33 スクールカウンセラーがいじめの相談を受け、解決に導いた事例
- Case34-35 スクールソーシャルワーカーが関係機関との連携・調整を行い、解決に導いた事例

6 いじめへの対処

- Case36 いじめの被害者を徹底的に守り通す対応
- Case37 いじめに係る情報の保護者との共有
- Case38 効果的ないじめの調査の手法、効率的かつ確かな対応の記録方法、情報共有の方法
- Case39 教育委員会としての対応(指導主事によるサポート、緊急対応チームによる支援等)
- Case40 加害者に対する別室指導、教育委員会による出席停止措置
- Case41-43 発達上の課題を抱える児童生徒が関わるいじめへの対処
- Case44 インターネット上のいじめへの対応

7 いじめの重大事態

- Case45 詳細な調査をしないまま「いじめではない」という判断を行った事例
- Case46 不十分な初動調査により、その後の事実解明が困難になった事例
- Case47 初動で適切にいじめの重大事態として捉え、調査を実施し、被害者の支援を行った事例

教育委員会のいじめ対策に係る取組事例について

	自治体名	特徴的な取組
早期・適切な対応等のための取組	東京都	<p>【保護者、地域との連携】</p> <p>➢ 保護者及び地域の方がいじめの対応について、「協力しよう」という意識や意欲を持てるようにすることを目的として、学校いじめ防止基本方針、及びいじめの早期発見等における保護者・地域としての役割に対する、保護者の理解を深めるプログラムを開発し、学校にプログラムの展開例を示すとともに、保護者会や学校運営協議会等で活用できるよう、スライド資料や事後アンケート等をWebページ (https://www.kyoiku-kensyu.metro.tokyo.lg.jp/09seika/reports/bulletin/r2.html) に掲載している。</p>
	新潟市	<p>【いじめの積極的な認知】</p> <p>➢ 「いじめ初期対応ガイドブック」を作成し、積極的ないじめの認知の周知徹底や、市民、保護者、教職員を対象とした「いじめ防止市民フォーラム」の開催、教職員のキャリアステージに応じた研修の設定、及び「いじめの程度表」の全教職員への配布といった教職員のいじめの認知の感度を上げるための取組の徹底。</p>
	山形県	<p>【学期ごとにいじめの状況を把握】</p> <p>➢ いじめ発見アンケートとその結果を用いた面談を年2回実施することについて各学校に依頼。 各学期ごとに、教育委員会がいじめの認知件数と解消の状況を把握。解消されないものは期をまたいで追跡調査。把握した個別の状況に応じ必要な支援を実施。</p> <p>【実効性あるいじめ防止基本方針】</p> <p>➢ 各学校の基本方針について、教育事務所ごとに点検し、実効的な行動計画となるよう見直し。</p> <p>【いじめ解決支援チームの設置】</p> <p>➢ 各教育事務所に、指導主事・警察OB・校長経験者で組織する「いじめ解決支援チーム」を置き、学校や保護者からの相談に応じている。</p>
ネットいじめを防ぐ取組	東京都	<p>【関連機関との連携】</p> <p>➢ 教育委員会が、関係機関と連携して実施している「学校非公式サイト等の監視」や、法務局からインターネットを通じて行われるいじめに関する情報の提供があり、関係する区市町村教育委員会や学校が、都教育委員会から情報を受け取った場合、直ちに該当すると思われる児童生徒の状況を確認するなどして、いじめの早期発見に努めている。</p>
	沖縄県	<p>【関連機関との連携】</p> <p>➢ SNS上の誹謗中傷の事案の報告があった際、教育委員会が学校と警察間の橋渡しを担い、保護者同伴の相談だけでなく、学校、警察が連携して指導を行えるよう、連携体制の整備を促進している。その結果として、名誉毀損にあたる誹謗中傷で効果を上げており、生徒の意識も高くなり、気になることがあれば学校へ相談するなどの事例も増えている。</p>
重大事態への取組	宮崎県	<p>【教育委員会の積極的な関与】</p> <p>➢ 教育委員会が毎月いじめの件数と内容を集約。気になる記載がある、いじめの疑いがあり1週間欠席しているとあった場合には、学校からの報告を求めている。保護者への接し方、学びの保障の対応、SCの派遣等について具体的な助言。</p> <p>【いじめの「重大事態」に係る対応マニュアルの作成】</p> <p>➢ 重大事態につながる事案への対応も含めた「重大事態対応マニュアル」を策定。 全ての学校を定期的に訪問し、マニュアルの内容等を説明。</p>

24時間子供SOSダイヤルについて

誰か話今
かした、
がたい
いるい
る

NOZIKAKA46



学校でのいじめに悩んだら、心配な友達がいいたら、
いつでも話を聞きましょう

通話料無料になりました

24時間子供SOSダイヤル ☎ 0120-0-78310 なやみいおう

各教育委員会等によって運営されている、全国共通のダイヤルです。

以下の相談ダイヤルも開設しております。状況に応じて活用してください。

児童虐待かもと思ったら
☎189番
(児童相談所全国共通ダイヤル)

子どもの人権110番
☎0120-007-110
(通話料無料、法務局職員または
人権擁護委員による相談窓口)

各都道府県警察本部に
よる少年相談窓口
(右のQRコードから近くの
窓口を調べられます)



内閣府 警察庁 法務省 文部科学省 厚生労働省

電話番号

(なやみいおう)

0120-0-78310

概要

子供たちが全国どこからでも夜間・休日を含めて24時間いじめ等の悩みを相談することができるよう、全国統一ダイヤルを設置。

統一ダイヤルに電話をすれば、原則として電話をかけた所在地の教育委員会の相談機関に接続される。

経緯

平成19年2月～ 全都道府県及び指定都市教育委員会にて実施開始

平成28年4月～ 通話料無料化

財政措置

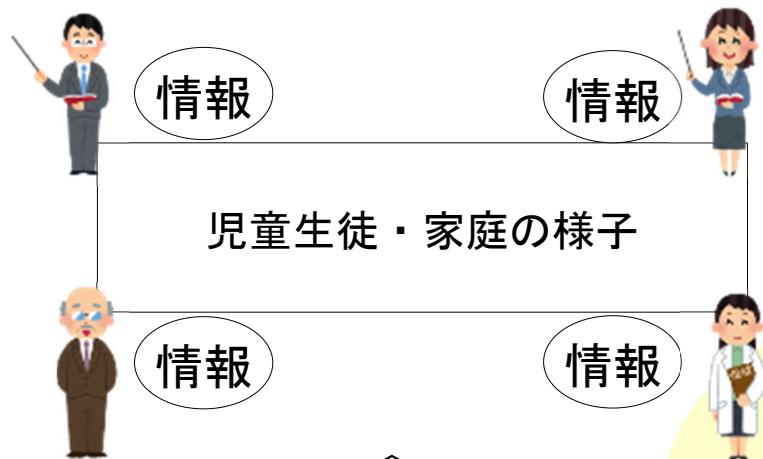
相談員の人件費：国で1/3負担
地方自治体で2/3負担

通話料：国で全額負担

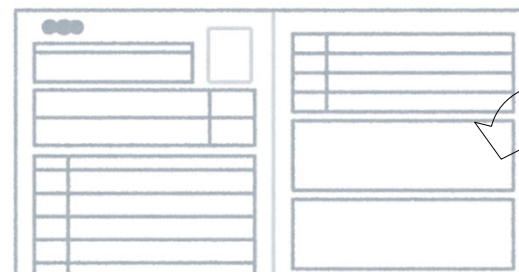
※平成28年4月の通話料無料化及び番号変更に伴い、本ポスターを全国の学校等に配布

SC・SSWの効果的な活用について（イメージ）

①教職員による日頃の観察



②SC・SSWも活用した情報整理

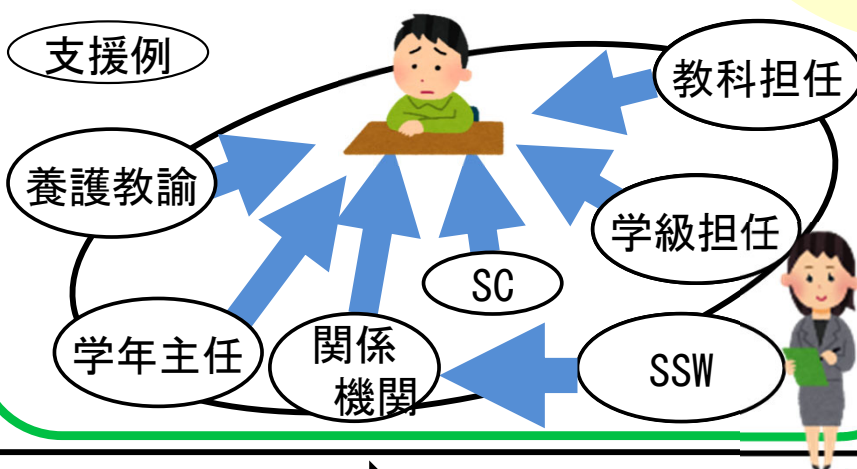


チーム学校としての情報共有
児童生徒の変化の把握

スクリーニング会議の実施

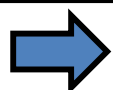
・配置拡充
・効果検証
・連携促進

④児童生徒への多方面からの支援



③関係機関とのケース会議の実施・参加

児童相談所・要対協
・子ども若者支援
地域協議会・
地域学校協働本部
・福祉部局
等



いじめ・不登校等対策の強化

SNSでのトラブルに関する対応の事例について(三重県)

SNSでのトラブルを
投稿できるアプリ

あなたの情報で誰かが救われるかもしれません

アプリアイコン

アプリ名



『ネットみえ〜る』

株式会社FIXERが三重県の委託を受けて、
アプリを作成・保守しています。

経験

こんな経験はありませんか？

- SNSでいじめにあっている。
- SNSで不適切な書き込みを見つけた。
- 友だちがいじめられているのを見たけど、
声をあげられなかった。

このアプリは、このような状況を解決できるかもしれません。ぜひ、下記のQRコードにより
アプリをダウンロードし、使ってみてください。

アプリインストール用QRコード

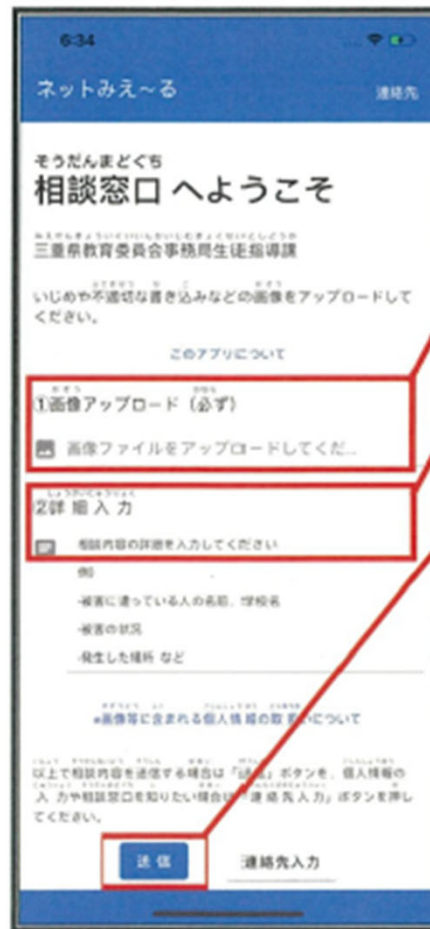
Android OSの方



iOSの方



じょうほう だれ すく



てじゆん かんたん

手順は簡単、3ステップ

- ① いじめや不適切な書き込みの画像をアップロードする。
- ② 上記画像の情報を入力する。
* 被害にあっている子のことについて教えてください。
- ③ 送信ボタンを押す。
* 必要に応じて自身の連絡先を入力し、相談することも可能です。

三重県では、『三重県いじめ防止条例』を平成30年に施行し、いじめの問題を克服するために社会総がかりで取り組んでいます。被害に遭っている人も周りで見ている人も一人で悩まず相談してください。

三重県教育委員会事務局生徒指導課
お問い合わせ先電話番号 059-224-2332

教育行政に係る法務相談体制の充実について

【背景】

- 虐待やいじめのほか、学校や教育委員会への過剰な要求や学校事故への対応等の諸課題について、法務の専門家への相談を必要とする機会が増加
- **76%** の市町村教育委員会が、法的な専門知識を有する者が必要であると回答（H31.3文部科学省調べ）
- 都道府県・指定都市単位では、一般的に上記の法務の専門家への相談体制が構築されている状況。

域内の学校や市町村をサポートする都道府県・指定都市教育委員会の弁護士等への法務相談経費について、

令和2年度より、普通交付税措置

※標準的な規模の都道府県で130万円を積算。

（指定都市についても都道府県に準じて措置）

法務相談体制の充実に向けた支援措置等

① スクールロイヤー配置アドバイザーの設置

- ・日本弁護士連合会の協力の下、実際に学校現場での法務相談等の業務に携わっている弁護士を文部科学省に「スクールロイヤー配置アドバイザー」として1名配置。
- ・各自治体における法務相談体制の構築や、各都道府県弁護士会との連絡調整などについて、アドバイスを実施。（利用に係る問い合わせは下記窓口まで）

【スクールロイヤー配置アドバイザーへの問い合わせ窓口】
文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課地方教育行政係
TEL：03-6734-4678 E-mail：iinkai@mext.go.jp

② 法務相談体制構築に向けた手引きの作成・説明会実施

- ・法務相談体制の構築に向けて検討する教育委員会を支援するため、「教育行政に係る法務相談体制構築に向けた手引き」を作成。
- また、令和3年1月に説明会を実施。



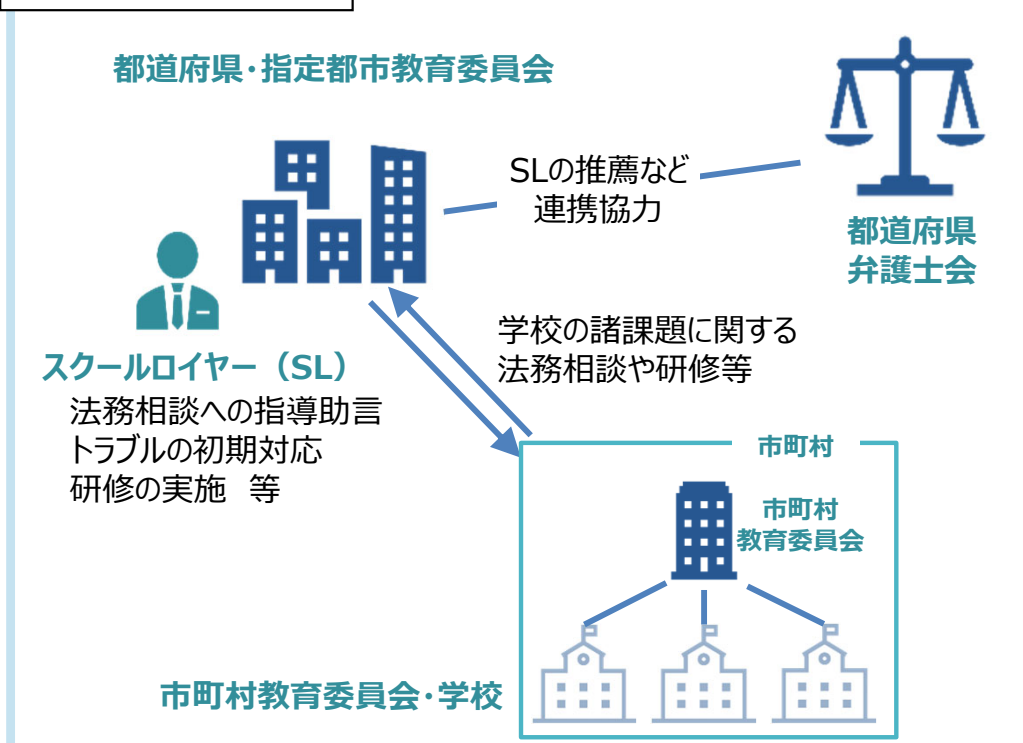
文科省 教育行政に係る法務相談体制の充実について

検索

③ 法務相談体制の整備状況に関する調査

- ・令和3年度に、自治体におけるSLの配置などの法務相談体制の整備状況について調査を実施。

体制イメージ（例）



いじめ対策・不登校児童生徒支援等の推進

令和5年度予算額
(前年度予算額)

85億円
80億円)



文部科学省

背景・課題

- 近年、いじめの重大事態や暴力行為の発生件数、不登校児童生徒数、児童生徒の自殺者数等が増加傾向にあるなど、教育委員会・学校だけでは対応できない児童生徒の課題が深刻化。
- 相談・支援を受けておらず、不登校が長期化している児童生徒に対し、必要な支援を行うことが、極めて重要かつ喫緊の課題。
- 事案発生後の対応だけでなく、いじめ等を未然に防止し、全ての子供たちが安心して学校に通えるよう、多様な児童生徒の状況に応じ福祉部局等とも連携した支援を行うことは喫緊の課題。

目標

- こども家庭庁とも連携を図りながら、いじめの未然防止、不登校等の早期把握・早期対応や教育相談体制の整備など、困難を抱える児童生徒に対し、オンラインも活用しながら、学校や地域において福祉部局等とも連携した広域的な支援体制の構築を社会総がかりで推進する。

文部科学省 <令和5年度予算額>

専門家を活用した相談体制の整備・関係機関との連携強化等 8,461百万円(7,902百万円)

いじめ対策・不登校支援等に関する調査研究
50百万円(44百万円)【委託】

①スクールカウンセラーの配置充実

- ・全公立小中学校への配置(27,500校、週4時間)
- ・上記に加えた**重点配置の拡充**(5,400校→**7,200校**、週4時間)
- ・不登校児童生徒等への**オンラインを活用した広域的な支援体制整備**(67箇所)【新規】
- ・連絡協議会等を通じた質向上の取組の推進
- ・自殺予防教育実施の支援

②スクールソーシャルワーカーの配置充実

- ・全中学校区への配置(10,000中学校区、週3時間)
- ・上記に加えた**重点配置の拡充**(6,900校→**9,000校**、週3時間)
- ・不登校児童生徒等への**オンラインを活用した広域的な支援体制整備**(67箇所)【新規】
- ・連絡協議会等を通じた質向上の取組の推進

③不登校児童生徒に対する支援の推進

- ・**不登校特例校の設置促進**【新規】

④SNS等を活用した相談体制の整備推進

- ①いじめ・不登校等の未然防止に向けた魅力ある学校づくりに関する調査研究
ゲーム依存等を含むスクリーニング、心身の状況変化の把握に資する1人1台端末等の活用、福祉・医療、民間団体等との連携など
- ②スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの常勤化に向けた調査研究
- ③電話等を有機的に活用した相談体制の在り方に関する調査研究

連携

こども家庭庁

困難な状況にあるこどもへの支援

- ・居場所づくり支援
- ・こどもを守るための情報・データ連携
- ・社会的養護を必要とするこどもに対する支援の充実
- ・アウトリーチ支援 等



いじめ対策

- ①学校外からのアプローチの開発・実証
(地域の相談体制整備やいじめ解決の仕組みづくり)
- ②いじめ調査アドバイザーの任命・活用
(重大事態調査を立ち上げる首長部局への助言等)
- ③普及・啓発

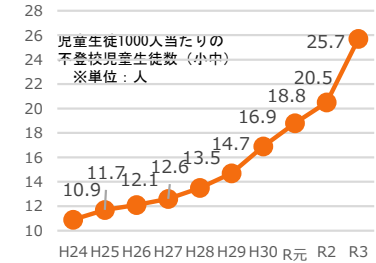
スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー による教育相談体制の充実

令和5年度予算額
(前年度予算額)

82億円
77億円)



- ◆ 義務教育段階の不登校児童生徒数は、平成24年度から8年連続で全体の人数・児童生徒千人当たりの人数ともに増加しており、**様々な課題を抱える児童生徒への早期支援、不登校状態にある児童生徒への手厚い支援**に向けた相談体制の充実が必要。
- ◆ また、社会問題化している昨今の児童虐待相談対応件数の急増等を踏まえ、**学校における児童虐待の未然防止・早期発見や、児童虐待発生時の迅速・的確な対応**に向けた相談体制の充実も喫緊の課題。
- ◆ さらに、「**経済財政運営と改革の基本方針2022**」等を踏まえ、**重大ないじめ・自殺や不登校、ヤングケアラーの早期対応等**に向けた相談体制の充実も課題。



	スクールカウンセラー等活用事業	スクールソーシャルワーカー活用事業
補助制度	令和5年度予算額：5,889百万円(前年度予算額：5,581百万円) <ul style="list-style-type: none"> ✓ 補助割合：国 1/3、都道府県・政令指定都市 2/3 ✓ 実施主体：都道府県・政令指定都市 ✓ 補助対象経費：報酬・期末手当、交通費等 	令和5年度予算額：2,313百万円(前年度予算額：2,132百万円) <ul style="list-style-type: none"> ✓ 補助割合：国 1/3、都道府県・政令指定都市・中核市 2/3 ✓ 実施主体：都道府県・政令指定都市・中核市 ✓ 補助対象経費：報酬・期末手当、交通費等
求められる能力・資格	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 児童生徒の心理に関して専門的な知識・経験を有する者 ⇒児童の心理に関する支援に従事(学教法施行規則) ✓ 公認心理師、臨床心理士等 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 福祉に関して専門的な知識・経験を有する者 ⇒児童の福祉に関する支援に従事(学教法施行規則) ✓ 社会福祉士、精神保健福祉士等
基盤となる配置	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 全公立小中学校に対する配置(27,500校) ✓ 配置時間：週1回概ね4時間程度 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 全中学校区に対する配置(10,000中学校区) ✓ 配置時間：週1回3時間
重点配置等	<p>基礎配置に加え、配置時間を週1回4時間加算 ⇒重点配置の活用により、週1回8時間(終日)以上の配置も可能</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ いじめ・不登校対策のための重点配置：2,900校(←2,000校) ※不登校特例校や夜間中学への配置を含む ➢ 教育支援センターの機能強化：250箇所 	<p>基礎配置に加え、配置時間を週1回3時間加算 ⇒重点配置の活用により、週2回や週3回の配置も可能</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ いじめ・不登校対策のための重点配置：3,000校(←2,000校) ※不登校特例校・夜間中学への配置を含む ➢ 教育支援センターの機能強化：250箇所
	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 虐待対策のための重点配置：2,000校(←1,500校) ➢ 貧困対策のための重点配置：2,300校(←1,900校) 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 虐待対策のための重点配置：2,500校(←2,000校) ➢ 貧困対策のための重点配置：3,500校(←2,900校) ※ヤングケアラー支援のための配置を含む
	<ul style="list-style-type: none"> ➢ スーパーバイザーの配置：90人 <p>上記のほか、自殺予防教育実施の支援を含む</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➢ スーパーバイザーの配置：90人
	オンライン活用拠点	➢ オンラインカウンセリング 活用のための配置： 67箇所 (新規)

<背景>

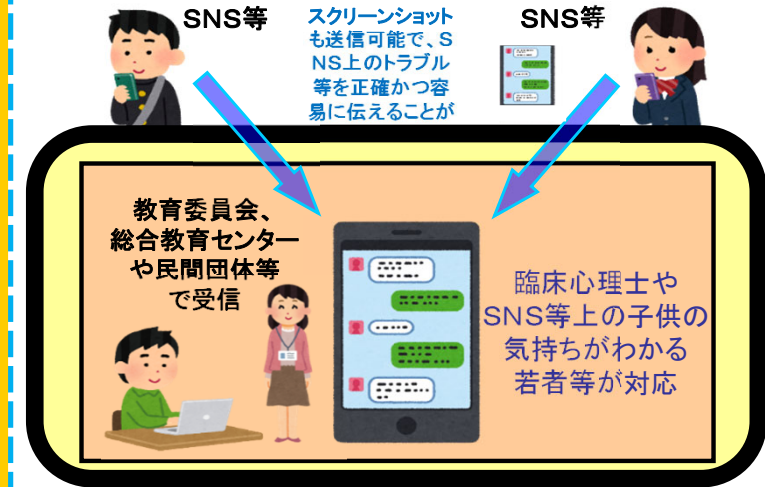
- いじめを含め、様々な悩みを抱える児童生徒に対する相談体制の拡充は、相談に係る多様な選択肢を用意し、問題の深刻化を未然に防止する観点から喫緊の課題。
- また、座間市におけるSNSを利用した高校生3人を含む9人の方が殺害された残忍な事件を受け、ネットを通じて自殺願望を発信する若者が適切な相談相手にアクセスできるよう、これまでの取組の見直しが求められている。
- スマートフォンの普及等に伴い、最近の若年層の用いるコミュニケーション手段においては、SNSが圧倒的な割合を占めるようになっている。

(参考)

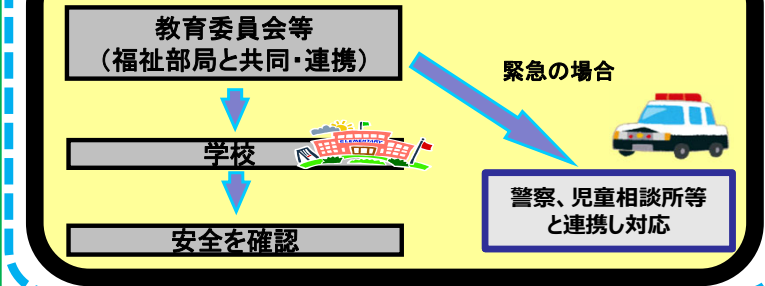
コミュニケーション系メディアの平均利用時間 (令和4年度版情報通信白書 (総務省))
[平日1日] (令和3年度)

10代: 携帯電話 8.4分、固定通話 0.0分、ネット通話 5.3分、ソーシャルメディア 64.4分、メール利用 19.6分

【イメージ】SNS等を活用した相談



(例) 自殺をほのめかす等、命に関わる相談の場合の連絡の流れ



<事業概要>

SNS等を活用した相談体制の整備に対する支援 (補助事業)

(事業内容)

SNS等を活用した双方向の文字情報等による相談を実施するとともに、相談員の専門性を向上させる研修の実施等を支援。令和3年度より、支援の対象を全ての都道府県・指定都市に拡大。

対象校種

小学校・中学校・高等学校等

実施主体委託先

都道府県・指定都市

対象経費

報酬、期末手当等

補助割合

国: 1 / 3 都道府県・指定都市: 2 / 3

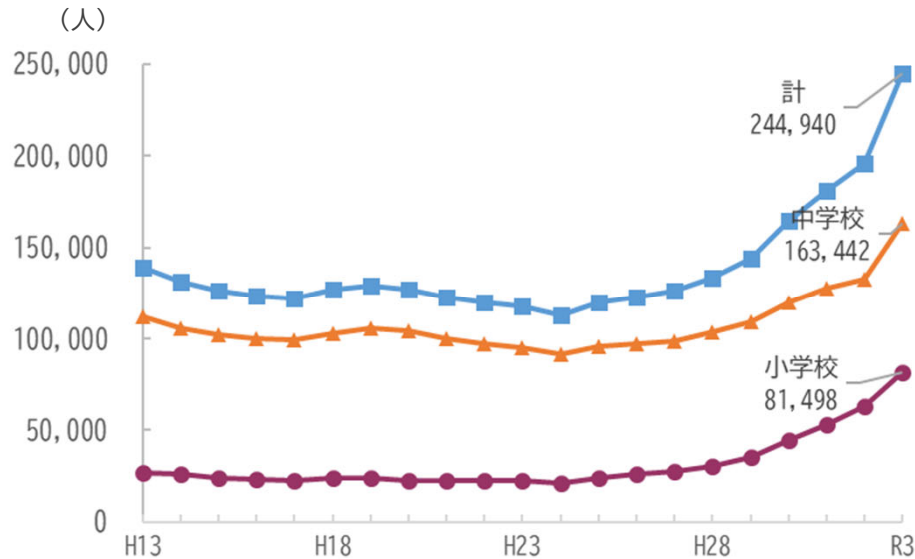
2

不登校児童生徒等への支援について

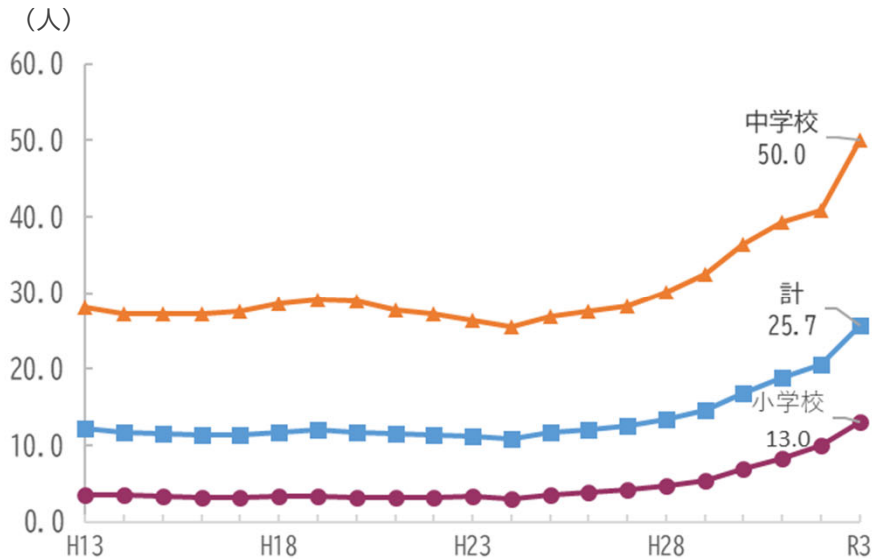
小・中学校における不登校の状況について

- 小・中学校における長期欠席者のうち、不登校児童生徒数は244,940人(前年度196,127人)であり、児童生徒1,000人当たりの不登校児童生徒数は25.7人(前年度20.5人)。
- 不登校児童生徒数は9年連続で増加し、過去最多となっている。

不登校児童生徒数の推移



不登校児童生徒数の推移 (1,000人当たり不登校児童生徒数)



不登校児童生徒数(上段)と1,000人当たりの不登校児童生徒数(下段)

	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
小学校	26,511 3.6	25,869 3.6	24,077 3.3	23,318 3.2	22,709 3.2	23,825 3.3	23,927 3.4	22,652 3.2	22,327 3.2	22,463 3.2	22,622 3.3	21,243 3.1	24,175 3.6	25,864 3.9	27,583 4.2	30,448 4.7	35,032 5.4	44,841 7.0	53,350 8.3	63,350 10.0	81,498 13.0
中学校	112,211 28.1	105,383 27.3	102,149 27.3	100,040 27.3	99,578 27.5	103,069 28.6	105,328 29.1	104,153 28.9	100,105 27.7	97,428 27.3	94,836 26.4	91,446 25.6	95,442 26.9	97,033 27.6	98,408 28.3	103,235 30.1	108,999 32.5	119,687 36.5	127,922 39.4	132,777 40.9	163,442 50.0
計	138,722 12.3	131,252 11.8	126,226 11.5	123,358 11.4	122,287 11.3	126,894 11.8	129,255 12.0	126,805 11.8	122,432 11.5	119,891 11.3	117,458 11.2	112,689 10.9	119,617 11.7	122,897 12.1	125,991 12.6	133,683 13.5	144,031 14.7	164,528 16.9	181,272 18.8	196,127 20.5	244,940 25.7

※「不登校」には、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にある者(ただし、「病気」や「経済的理由」、「新型コロナウイルスの感染回避」による者を除く。)かつ、年度間に30日以上登校しなかった児童生徒を計上。

(出典)文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」(令和3年度)

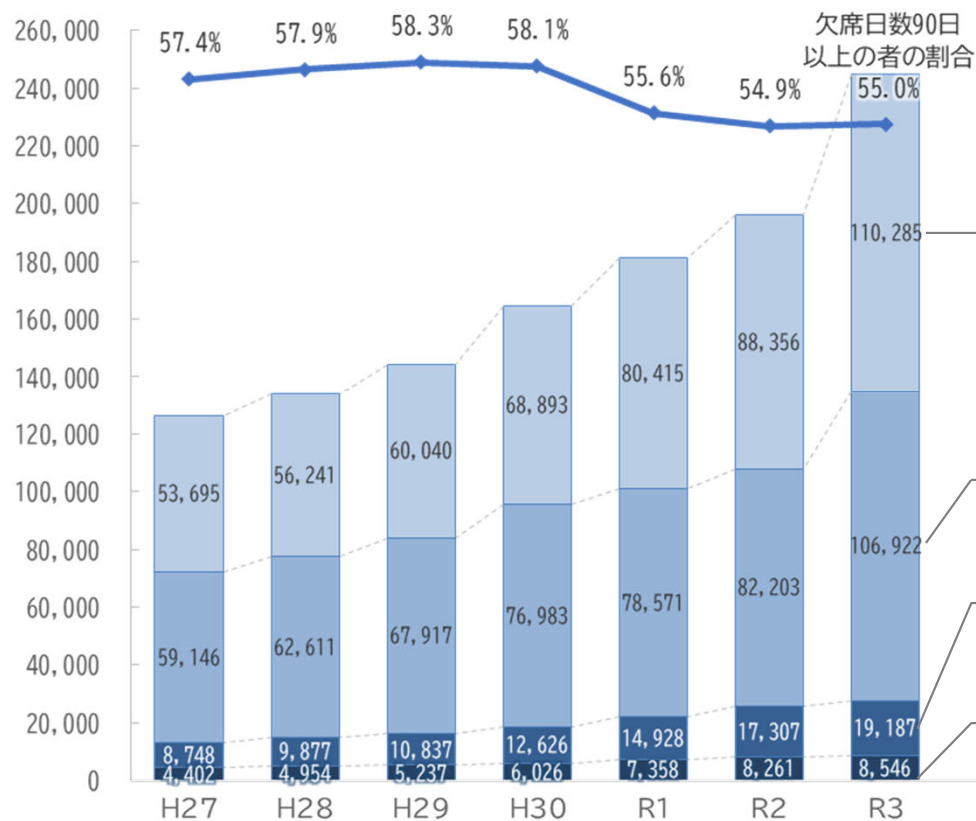
小・中学校における不登校の状況について

● 不登校児童生徒のうち90日以上欠席した者は134,655人(55.0%)であった。

不登校児童生徒の欠席期間別人数

● 推移表(小・中合計)

● 令和3年度の状況



	小中合計	小学校	中学校
不登校児童生徒数	244,940	81,498	163,442
欠席日数30～89日の者	110,285	45,488	64,797
	45.0%	55.8%	39.6%
欠席日数90日以上	134,655	36,010	98,645
	55.0%	44.2%	60.4%
うち、出席日数11日以上	106,922	29,569	77,353
	43.7%	36.3%	47.3%
うち、出席日数1～10日	19,187	4,117	15,070
	7.8%	5.1%	9.2%
うち、出席日数0日	8,546	2,324	6,222
	3.5%	2.9%	3.8%

※ パーセンテージは、各区分における不登校児童生徒数に対する割合。

※ 出席日数については、学校に登校した日数であり、例えば自宅においてICT等を活用した学習活動を指導要録上出席扱いとした場合など、出席扱いとした日数は含まない。

(出典) 文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」(令和3年度)

小・中学校における不登校の状況について

不登校の要因

【国公立】小・中学校

	不登校児童生徒数	学校に係る状況								家庭に係る状況			本人に係る状況		左記に該当なし
		いじめ	いじめを除く友人関係をめぐる問題	教職員との関係をめぐる問題	学業の不振	進路に係る不安	クラブ活動、部活動等への不適応	学校のきまり等をめぐる問題	入学、転編入学、進級時の不適応	家庭の生活環境の急激な変化	親子の関わり方	家庭内の不和	生活リズムの乱れ、あそび、非行	無気力、不安	
小学校	81,498	245	5,004	1,508	2,637	160	10	537	1,424	2,718	10,790	1,245	10,708	40,518	3,994
		0.3%	6.1%	1.9%	3.2%	0.2%	0.0%	0.7%	1.7%	3.3%	13.2%	1.5%	13.1%	49.7%	4.9%
中学校	163,442	271	18,737	1,467	10,122	1,414	843	1,184	6,629	3,739	8,922	2,829	18,041	81,278	7,966
		0.2%	11.5%	0.9%	6.2%	0.9%	0.5%	0.7%	4.1%	2.3%	5.5%	1.7%	11.0%	49.7%	4.9%
合計	244,940	516	23,741	2,975	12,759	1,574	853	1,721	8,053	6,457	19,712	4,074	28,749	121,796	11,960
		0.2%	9.7%	1.2%	5.2%	0.6%	0.3%	0.7%	3.3%	2.6%	8.0%	1.7%	11.7%	49.7%	4.9%

※ 「長期欠席者の状況」で「不登校」と回答した児童生徒全員につき、主たる要因一つを選択。

※ 下段は、不登校児童生徒数に対する割合。

(出典)文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」(令和3年度)

令和2年度不登校児童生徒の実態調査 結果の概要

I 調査の趣旨

「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」第16条において、「国は、義務教育の段階における普通教育に相当する教育を十分に受けていない者の実態の把握に努める」とされていることを踏まえ、不登校児童生徒への更なる支援の充実等について検討する上での基礎資料とするもの。

II 調査対象期間 令和2年12月1日～令和2年12月28日（令和3年1月19日まで回収分を集計）

III 調査対象

調査時点において、調査への協力が可能と回答のあった対象学校に通う小学校6年生又は中学校2年生で、前年度（令和元年度）に不登校であった者のうち、調査対象期間に、学校に登校又は教育支援センターに通所の実績がある者

IV 調査方法

調査対象校から調査対象児童生徒及び保護者への調査票の配付及び調査対象児童生徒及び保護者から調査実施業者への直接送付

V 回収状況

	児童生徒	保護者
小学6年生	713件(回収率11.7%)	754件(回収率12.4%)
中学2年生	1,303件(回収率8.2%)	1,374件(回収率8.6%)

調査結果のポイント①

1 不登校児童生徒の個々の状況

- 「最初に学校に行きづらいと感じ始めたきっかけ」（複数回答）は「先生のこと」（小学生30%、中学生28%）、「身体の不調」（小学生27%、中学生33%）、「生活リズムの乱れ」（小学生26%、中学生26%）、「友達のこと」（小学生25%、中学生26%）など、**特定のきっかけに偏らず、そのきっかけは多岐にわたる結果となった。**
- 「学校を休んでいる間の気持ち」（複数回答）は、「ほっとした・楽な気持ちだった」（小学生70%、中学生69%）、「自由な時間が増えてうれしかった」（小学生66%、中学生66%）が一定の割合を占めた一方で、「勉強の遅れに対する不安があった」（小学生64%、中学生74%）、「進路・進学に対する不安があった」（小学生47%、中学生69%）「学校の同級生がどう思っているか不安だった」（小学生64%、中学生72%）と回答した割合も高く、**不登校児童生徒が抱える様々な不安が明らかとなった。**また、「学校を多く休んだことに対する感想」（単一回答）は、「もっと登校すればよかったと思っている」（小学生25%、中学生30%）、「しかたがなかったと思う」（小学生17%、中学生15%）「登校しなかったことは自分にとってよかったと思う」（小学生13%、中学生10%）であり、**欠席していた期間の意義の捉え方がそれぞれに異なることが分かった。**
- 保護者から回答を得た「欠席時の子どもの状況」（複数回答）について、約半数に「極度に落ち込んだり悩んだりしていた」「原因がはっきりしない腹痛、頭痛、発熱などがあつた」などが見られ、精神・身体面の不安定な状況がうかがえる。また、保護者による「子どもとのかかわり」（複数回答）では、約8～9割の保護者が「日常会話や外出など、子どもとの普段の接触を増やした」「子どもの気持ちを理解するよう努力した」と回答した一方で、「子どもの進路や将来について不安が大きかった」「子どもにどのように対応していいのかわからなかった」との回答も多く、保護者が抱える不安や困難が明らかとなった。

2 児童生徒の状況に応じた多様な支援の必要性

- 「相談しやすい方法」（複数回答）では、**「直接会って話す」（小学生49%、中学生46%）「メールやSNS」（小学生29%、中学生42%）**といずれの手段も高い割合だった。なお、両方を重複して選択した割合は低く、状況に応じて相談方法を選択できることが重要であることが明らかとなった。

調査結果のポイント②

- 「最初のきっかけとは別の学校に行きづらくなる理由」（複数回答）について、「ある」と回答があった児童生徒のうち、**「勉強が分からない」（小学生31%、中学生42%）との回答が最も高い割合であった。**また、「学校に戻りやすいと思う対応」（複数回答）では、「個別に勉強を教えてもらえること」（小学生11%、中学生13%）が一定の割合を占め、学習支援の重要性が示唆される。
- 「休みたいと感じ始めてから実際に休み始めるまでの間に、どのようなことがあれば休まなかったと思うか（実際にあったことを含む）」（複数回答）では、「特になし」（小学生56%、中学生57%）が多くを占め、特に180日以上欠席した児童生徒ではその傾向が顕著であった。また、保護者からの回答では、「支援機関等の対応への評価」（単一回答）において、「教育支援センター（適応指導教室）等の公的支援機関」について「利用できる環境であるが利用していない」（小学生29%、中学生34%）が一定数を占めており、**支援の必要を認識していないことや、相談先が分からないことなどから支援につながっていないと考えられる児童生徒や保護者への、相談窓口の周知やアウトリーチ型支援が必要**である。

3 不登校の初期段階からの早期支援の重要性

- 「休みたいと感じ始めてから実際に休み始めるまでの期間」（単一回答）では、「1か月未満」（小学生27%、中学生32%）、「1か月以上6ヶ月未満」（小学生20%、中学生23%）を合わせて、**5割程度が1か月～半年程度で休み始めている。**さらにその間に、「学校に行きづらいことについて相談した相手」（複数回答）は家族（小学生53%、中学生45%）は一定の割合を占めているものの、「誰にも相談しなかった」（小学生36%、中学生42%）も多く、**早期に家族以外に相談できている割合は低い**ことが明らかとなった。
- 児童生徒が最初に30日以上欠席をした時期によって低学年群、中学年群、高学年群に分類し、「休みたいと感じ始めてから実際に休み始めるまでの期間に相談した相手」（複数回答）を見ると、「誰にも相談しなかった」の割合は「高学年群」（小学生37%、中学生46%）や「中学年群」（小学生34%、中学生38%）と比べ「低学年群」（小学生38%、中学生49%）が高くなっており、**低学年の児童生徒への積極的な支援が必要**である。

義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（概要）

【議員立法 平成28年12月14日公布】

I. 総則(第1条～第6条)

目的 教育基本法及び児童の権利に関する条約等の趣旨にのっとり、**不登校児童生徒に対する教育機会の確保**、夜間等において授業を行う学校における就学機会の提供その他の義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等を総合的に推進

基本理念

- 1 全児童生徒が豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けられるよう、学校における環境の確保
- 2 **不登校児童生徒が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の状況に応じた必要な支援**
- 3 **不登校児童生徒が安心して教育を受けられるよう、学校における環境の整備**
- 4 義務教育の段階の普通教育に相当する教育を十分に受けていない者の意思を尊重しつつ、年齢又は国籍等にかかわらず、能力に応じた教育機会を確保するとともに、自立的に生きる基礎を培い、豊かな人生を送ることができるよう、教育水準を維持向上
- 5 国、地方公共団体、民間団体等の密接な連携

国の責務、地方公共団体の責務、財政上の措置等について規定

II. 基本指針(第7条)

- 1 文部科学大臣は、基本指針を定め、公表する
- 2 作成又は変更するときは、地方公共団体及び民間団体等の意見を反映させるための措置を講ずる

IV. 夜間等において授業を行う学校における就学の機会の提供等(第14条・第15条)

- 1 地方公共団体は、夜間等において授業を行う学校における就学の機会の提供等を講ずる
- 2 都道府県及び区域内の市町村は、1の事務の役割分担等を協議する協議会を組織することができる
構成員：①都道府県の知事及び教育委員会、②都道府県内の市町村長及び教育委員会、③民間団体等

V. 教育機会の確保等に関するその他の施策(第16条～第20条)

- | | |
|--------------------------------|---|
| 1 実態把握及び学習活動に対する支援の方法に関する調査研究等 | 5 学校生活上の困難を有する児童生徒等からの教育及び福祉をはじめとする各種相談に総合的に対応する体制の整備 |
| 2 国民の理解の増進 | |
| 3 人材の確保等 | |
| 4 教材の提供その他の学習の支援 | |

III. 不登校児童生徒等に対する教育機会の確保等(第8条～第13条)

国及び地方公共団体は、以下の措置を講じ、又は講ずるよう努める

- 1 全児童生徒に対する学校における取組への支援に必要な措置
- 2 教職員、心理・福祉等の専門家等の関係者間での情報の共有の促進等に必要な措置
- 3 不登校特例校及び教育支援センターの整備並びにそれらにおける教育の充実等に必要な措置
- 4 **学校以外の場における不登校児童生徒の学習活動、その心身の状況等の継続的な把握に必要な措置**
- 5 **学校以外の場での多様で適切な学習活動の重要性に鑑み、個々の休養の必要性を踏まえ、不登校児童生徒等に対する情報の提供等の支援に必要な措置**

VI. その他

- | | |
|--|--|
| 1 公布日から2月後に施行(IV.は、公布日から施行) | 3 政府は、多様な学習活動の実情を踏まえ、施行後3年以内に検討を加え、教育機会の確保等の在り方の見直しを含め、必要な措置を講ずる |
| 2 政府は、速やかに、必要な経済的支援の在り方について検討し、必要な措置を講ずる | |

義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針（概要） （平成29年3月31日 文部科学大臣決定）

1. 教育機会の確保等に関する基本的事項

- 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等の意義・現状
- 基本指針の位置付け
- 基本的な考え方
 - ・ 不登校児童生徒等に対する教育機会の確保等
 - ➡ ◆ 魅力あるより良い学校づくりを目指すこと ◆ 不登校というだけで問題行動であると受け取られないよう配慮すること
 - ◆ 不登校児童生徒の社会的自立を目指すこと ◆ 不登校児童生徒の意思を十分に尊重しつつ、個々の児童生徒の状況に応じた支援を行うこと 等
 - ◆ 就学に課題を抱える外国人の子供に対する配慮が必要
 - ・ 夜間中学等における就学の機会の提供等 ➡ 設置の促進や多様な生徒の受入れを推進することが必要
 - ・ 国、地方公共団体、民間の団体その他の関係者の相互の密接な連携の下で施策を実施

2. 不登校児童生徒等に対する教育機会の確保等に関する事項

- 児童生徒が安心して教育を受けられる魅力ある学校づくり
 - ・ 魅力あるより良い学校づくり
 - ・ いじめ、暴力行為、体罰等を許さない学校づくり
 - ・ 児童生徒の学習状況等に応じた指導・配慮の実施
- 不登校児童生徒に対する効果的な支援の推進
 - ・ 個々の不登校児童生徒の状況に応じた支援の推進
 - ➡ 不登校児童生徒や保護者の意思を尊重しつつ、状況把握及び関係機関等との情報共有などの継続した組織的・計画的な支援の推進 等
 - ・ 不登校児童生徒に対する多様で適切な教育機会の確保
 - ➡ 不登校特例校・教育支援センターの設置促進、教育委員会・学校と民間団体の連携等による支援の推進、多様で適切な学習活動の重要性及び休養の必要性を踏まえた支援 等
 - ・ 不登校等に関する教育相談体制の充実
 - ➡ 教員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、関係機関が連携した体制構築の促進 等

3. 夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供等に関する事項

- 夜間中学等の設置の促進等
 - ・ 設置の促進
 - ➡ ニーズの把握や設置に向けた準備の支援、法第15条に基づく協議会の設置・活用、広報活動の推進
 - ・ 既設の夜間中学等における教育活動の充実
 - ・ 自主夜間中学に係る取組
- 夜間中学等における多様な生徒の受入れ
義務教育未修了者に加え、外国籍の者、入学希望既卒者、不登校となっている学齢生徒など、多様な生徒の受入れを図る

4. その他教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進するために必要な事項

- 調査研究等
- 国民の理解の増進
- 人材の確保等
- 教材の提供その他の学習支援
- 相談体制等の整備

不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）

元文科初第 698 号
令和元年10月25日

【背景】 「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」の施行状況の検討等に際し、過去の不登校施策に関する通知における不登校児童生徒の指導要録上の出席扱いに係る記述について、法や基本指針の趣旨との関係性について誤解を生じるおそれがあるとの指摘があったことから、当該記述を含めこれまでの不登校施策に関する通知について改めて整理し、まとめた。

【概要】

1 不登校児童生徒への支援に対する基本的な考え方

- ・不登校児童生徒への支援は、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があること
- ・不登校児童生徒が主体的に社会的自立や学校復帰に向かうよう、不登校のきっかけや継続理由に応じて、適切な支援や働き掛けを行う必要があること

2 学校等の取組の充実

- ・不登校児童生徒が生じないような魅力あるよりよい学校づくりを目指すほか、児童生徒の学習状況等に応じた指導・配慮を実施すること
- ・校長のリーダーシップの下、教員だけでなくスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとも連携協力し、組織的な支援体制を整えること
- ・個々の状況に応じて、教育支援センター、不登校特例校、フリースクールなどの民間施設、ICTを活用した学習支援など多様な教育機会を確保すること

3 教育委員会の取組の充実

- ・研修などの体系化とプログラムの一層の充実を図り、不登校に関する知識や理解などを身に付けさせ、教員の資質向上を図ること
- ・教育支援センターの整備充実を進めるとともに、教育支援センターを中核とした不登校児童生徒やその保護者を支援するネットワークを整備すること
- ・訪問型支援など保護者への支援の充実を図るほか、日頃から民間施設とも積極的に情報交換や連携に努めること

学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている場合の指導要録上の出欠の取扱いについて

学校外の施設における相談・指導が不登校児童生徒の**社会的な自立を目指すもの**であり、かつ、不登校児童生徒が現在において登校を希望しているか否かにかかわらず、不登校児童生徒が自ら登校を希望した際に、円滑な学校復帰が可能となるような個別指導等の適切な支援を実施していると評価できる場合、下記の要件を満たせば、校長は指導要録上出席扱いとすることができる。

【要件等】

- ★保護者と学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること
- ★民間施設における相談・指導が適切であるかどうかは、「民間施設についてのガイドライン」を参考に、校長が教育委員会と連携して判断すること
- ★当該施設に通所又は入所して相談・指導を受けること
- ★学習成果を評価に反映する場合には、当該施設における学習内容等が学校の教育課程に照らし適切であると判断できること



自宅においてICT等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取扱いについて

義務教育段階の不登校児童生徒が自宅においてICT等を活用した学習活動を行うとき、その学習活動が、当該児童生徒が現在において登校を希望しているか否かにかかわらず、自ら登校を希望した際に、円滑な学校復帰が可能となるような学習活動であり、かつ、**児童生徒の自立を助けるうえで有効・適切**であると判断する場合、下記の要件を満たせば、校長は指導要録上出席扱いとすることができる。

【要件等】

- ★保護者と学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること
- ★ICTや郵送、FAXなどを活用して提供される学習活動であること
- ★訪問等による対面指導が適切に行われること
- ★当該児童生徒の学習の理解の程度を踏まえた計画的なプログラムであること
- ★校長は、対面指導や学習活動の状況等を十分把握すること
- ★学習成果を評価に反映する場合には、学習内容等がその学校の教育課程に照らし適切であると判断できること



誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策「COCOLOプラン」(概要)

※Comfortable, Customized and Optimized Locations of learning

○ 小・中・高の不登校が約30万人に急増。90日以上の不登校であるにもかかわらず、学校内外の専門機関等で相談・指導等を受けられていない小・中学生が4.6万人に。

⇒不登校により学びにアクセスできない子供たちをゼロにすることを目指し、

1. 不登校の児童生徒全ての学びの場を確保し、学びたいと思った時に学べる環境を整える
2. 心の小さなSOSを見逃さず、「チーム学校」で支援する
3. 学校の風土の「見える化」を通じて、学校を「みんなが安心して学べる」場所にする

ことにより、誰一人取り残されない学びの保障を社会全体で実現するためのプランを、文部科学大臣の下、とりまとめ。

○ 今後、こども政策の司令塔であるこども家庭庁等とも連携しつつ、今すぐできる取組から、直ちに実行。また、文部科学大臣を本部長とする「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策推進本部」を、こども家庭庁の参画も得ながら、文部科学省に設置。進捗状況を管理しつつ取組を不断に改善。

主な取組

1. 不登校の児童生徒全ての学びの場を確保し、学びたいと思った時に学べる環境を整える

仮に不登校になったとしても、小・中・高等を通じて、学びたいと思った時に多様な学びにつながることができるよう、個々のニーズに応じた受け皿を整備。

○ 不登校特例校の設置促進 (早期に全ての都道府県・指定都市に、将来的には分教室型も含め全国300校設置を目指し、設置事例や支援内容等を全国に提示。「不登校特例校」の名称について、関係者に意見を募り、より子供たちの目線に立ったものへ改称)。

○ 校内教育支援センター(スペシャルサポートルーム等)の設置促進 (落ち着いた空間で学習・生活できる環境を学校内に設置)

○ 教育支援センターの機能強化 (業務委託等を通して、NPOやフリースクール等との連携を強化。オンラインによる広域支援。メタバースの活用について、実践事例を踏まえ研究)

○ 高等学校等における柔軟で質の高い学びの保障 (不登校の生徒も学びを続けて卒業することができるような学び方を可能に)

○ 多様な学びの場、居場所の確保 (こども家庭庁とも連携。学校・教育委員会等とNPO・フリースクールの連携強化。夜間中学や、公民館・図書館等も活用。自宅等での学習を成績に反映)

2. 心の小さなSOSを見逃さず、「チーム学校」で支援する

不登校になる前に、「チーム学校」による支援を実施するため1人1台端末を活用し、小さなSOSに早期に気付くことができるようにするとともに、不登校の保護者も支援。

- 1人1台端末を活用し、心や体調の変化の早期発見を推進 (健康観察にICT活用)
- 「チーム学校」による早期支援 (教師やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、養護教諭等が専門性を発揮して連携。こども家庭庁とも連携しつつ、福祉部局と教育委員会の連携を強化)
- 一人で悩みを抱え込まないよう保護者を支援 (相談窓口整備。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが保護者を支援)

3. 学校の風土の「見える化」を通して、学校を「みんなが安心して学べる」場所にする

学校の風土と欠席日数には関連を示すデータあり。学校の風土を「見える化」して、関係者が共通認識を持って取り組めるようにし学校を安心して学べる場所に。

- 学校の風土を「見える化」 (風土等を把握するためのツールを整理し、全国へ提示)
- 学校で過ごす時間の中で最も長い「授業」を改善 (子供たちの特性に合った柔軟な学びを実現)
- いじめ等の問題行動に対する毅然とした対応の徹底
- 児童生徒が主体的に参画した校則等の見直しの推進
- 快適で温かみのある学校環境整備
- 学校を、障害や国籍言語等の違いに関わらず、共生社会を学ぶ場に

実効性を高める取組

○ エビデンスに基づきケースに応じた対応を可能にするための調査の実施 (一人一人の児童生徒が不登校となった要因や、学びの状況等を分析・把握)

○ 学校における働き方改革の推進 ○ 文部科学大臣を本部長とする「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策推進本部」の設置

不登校児童生徒等を対象とする特別の教育課程の編成(特例校)について

特区「不登校児童生徒等を対象とした学校設置に係る教育課程弾力化事業」の閣議決定(平成16年12月10日)に基づき、平成17年学校教育法施行規則の改正により全国化した。

なお、「経済財政運営と改革の基本方針2022」(令和4年6月7日閣議決定)においても、「ICTも効果的に活用し、**不登校特例校の全都道府県等での設置や指導の充実の促進**、SC・SSWの配置の促進等を通じた重大ないじめ・自殺や不登校への対応(中略)を図る」とされている。

不登校児童生徒の実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施する必要があると認められる場合、特定の学校において教育課程の基準によらずに特別の教育課程を編成することができる。

具体的な仕組の概要

- 相当の期間小学校、中学校、高等学校を欠席していると認められる児童生徒、高等学校を退学し、その後高等学校に入学していないと認められる者又は高等学校の入学資格を有するが、高等学校に入学していないと認められる者を対象として、その実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施する必要がある場合。

※学校教育法施行規則

第56条(小学校)、第79条(中学校)、第86条(高等学校)、第108条(中等教育学校)

- 特別の教育課程を編成することを希望する学校を設置する地方自治体の教育委員会、国立大学法人、学校法人が文部科学大臣に申請書を提出。



文部科学大臣は、申請内容を審査し、学校教育法等の観点から支障がないと認められるときは当該学校を指定。

(参考) 令和5年4月現在、開校している学校は全国で24校

- ・八王子市立高尾山学園小学部・中学部(平成16年4月～)
- ・京都市立洛風中学校(平成16年10月～)
- ・星槎中学校(平成17年4月～)
- ・鹿児島城西高等学校 普通科(ドリームコース)(平成18年4月～)
- ・東京シューレ葛飾中学校(平成19年4月～)
- ・京都市立洛友中学校(平成19年4月～)
- ・日本放送協会学園高等学校(平成20年4月～)
- ・星槎名古屋中学校(平成24年4月～)
- ・星槎もみじ中学校(平成26年4月～)
- ・西濃学園中学校(平成29年4月～)
- ・調布市立第七中学校はしうち教室(平成30年4月～)
- ・東京シューレ江戸川小学校(令和2年4月～)
- ・岐阜市立草潤中学校(令和3年4月～)
- ・福生市立福生第一中学校(令和2年4月～)
- ・星槎高等学校(令和2年4月～)
- ・大田区立御園中学校(令和3年4月～)
- ・宮城県富谷市立富谷中学校(令和4年4月～)
- ・大和市立引地台中学校(令和4年4月～)
- ・三豊市立高瀬中学校(令和4年4月～)
- ・世田谷区立世田谷中学校(令和4年4月～)
- ・白石市立白石南小学校・白石市立白石南中学校(令和5年4月～)
- ・郡山北小学校 学科指導教室「ASU」(令和5年4月～)
- ・郡山中学校 学科指導教室「ASU」(令和5年4月～)
- ・ろりぽっぷ学園小学校(令和5年4月～)

教育支援センターにおける不登校児童生徒への支援について

○ 教育支援センター

教育支援センターとは、不登校児童生徒等に対する指導を行うために教育委員会及び首長部局が、教育センター等学校以外の場所や学校の余裕教室等において、集団生活への適応や情緒の安定、基礎学力の補充等のため、児童生徒の在籍校と連携をとりつつ、組織的、計画的な支援を行う組織として設置したもの。

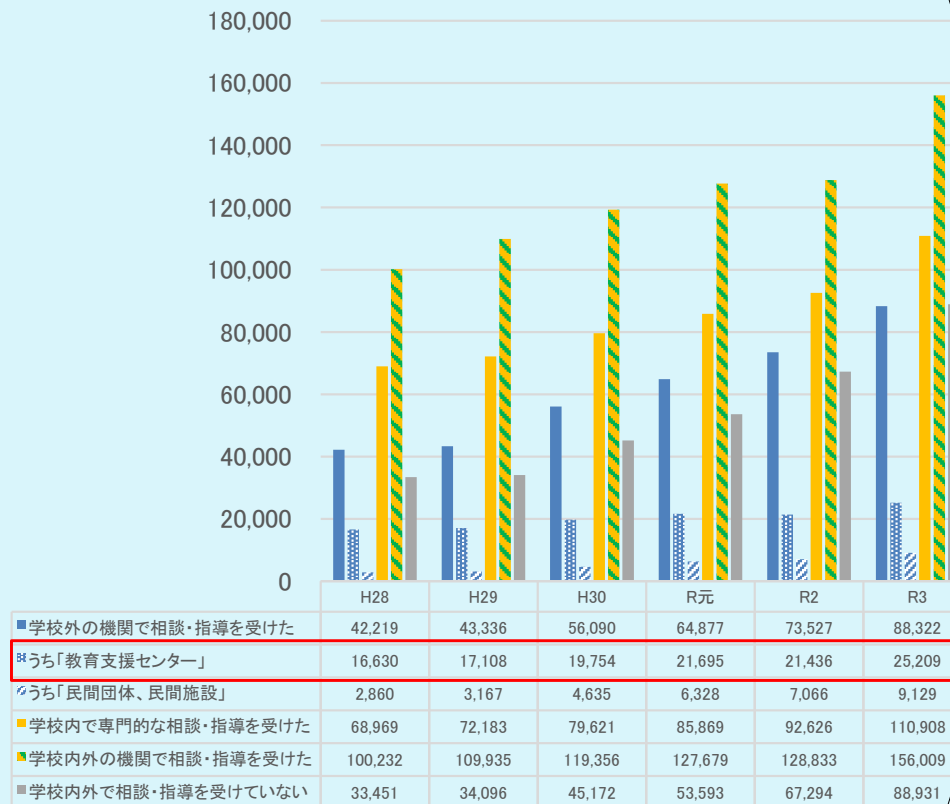
【全国の設置数・利用児童生徒数(令和3年度)】

- 設置数 : 1,634箇所 (R2:1,579箇所)
- 利用児童生徒数 : 25,209人
(不登校児童生徒の10.3%)

【教育支援センターにおける活動例】

- ・ カウンセリング等を通じた教育相談活動
(カウンセリング、グループ面接)
- ・ 教科学習の指導
(児童生徒が自分で立てた学習計画に沿った学習支援)
- ・ 自然体験や社会体験等を通じた体験活動
(自然の中での宿泊キャンプ、ボランティア活動等)
- ・ グループ活動
(陶芸、調理実習、手芸、ゲーム、軽スポーツ等)

不登校児童生徒のうち学校内外で相談・指導等を受けた人数



(出典) 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査 47

不登校児童生徒の校内の別室における相談・指導体制の充実について

◇ 校内の別室における相談・指導の事例

- これまで欠席が続いていたが、教室以外の場所であれば登校を再開できそうな児童生徒や、これまで教室に登校できていたが、教室に入りづらさを感じ始めた児童生徒が、安心して通うことができる、自宅と教室の中間的な場所として、校内の別室（いわゆる校内適応指導教室等）を設置。
- 不登校児童生徒の段階的な支援や、不登校の未然防止に向けた相談支援や学習支援を実施。
- ※ 支援に当たっては、スクールカウンセラーや学習指導員の活用も有効。

(設置例)

広島県教育委員会 スペシャルサポートルーム
福岡市教育委員会 ステップルーム



<自宅>



<校内の別室>



<教室>

(参考) 中央教育審議会答申 令和3年1月26日

「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～ (抜粋)

第Ⅱ部 各論

2. 9年間を見通した新時代の義務教育の在り方について

(4) 義務教育を全ての児童生徒等に実質的に保障するための方策

① 不登校児童生徒への対応

○ このため、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置時間等の充実による相談体制の整備、アウトリーチ型支援の実施を含む不登校支援の中核となる教育支援センターの機能強化、不登校特例校の設置促進、公と民との連携による施設の設置・運営など教育委員会・学校と多様な教育機会を提供しているフリースクール等の民間の団体とが連携し、相互に協力・補完し合いながら不登校児童生徒に対する支援を行う取組の充実、自宅等でのICTの活用等多様な教育機会の確保など、子供たちが学校で安心して教育が受けられるよう、学校内外において、個々の状況に応じた段階的な支援策を講じるとともに、更に効果的な対策を講じるため、スクリーニングの実施による児童生徒の支援ニーズの早期把握や校内の別室における相談・指導体制の充実等の調査研究を進めていくことが必要である。

不登校児童生徒が自宅においてICT等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取扱い等について

令和元年10月25日元文科初第 698 号
不登校児童生徒への支援の在り方について

- 【背景】 不登校児童生徒の中には、
- ・家庭にひきこもりがちであるため、十分な支援が行き届いていない
 - ・不登校であることによる学習の遅れなどが、学校への復帰や中学校卒業後の進路選択の妨げになっている場合があり、このような不登校児童生徒に対する支援が必要。

➤ 不登校児童生徒が自宅においてICT等を活用した学習活動を行った場合、校長は、指導要録上出席扱いとすること及びその成果を評価に反映することができる

出席扱いの要件

- 保護者と学校との間に十分な連携・協力関係があること
- ICTや郵送、FAX、電子メールなどの通信方法を活用して提供される学習活動であること
- 訪問等による対面の指導が適切に行われること
- 計画的な学習プログラムであること
- 校長が対面指導や学習活動の状況を十分に把握していること
- 基本的に学校外の公的機関等で相談・指導を受けられないような場合に行う学習活動であること
- 学習活動の評価を成果に反映する場合には、学校が把握した当該学習の計画や内容が、その学校の教育課程に照らし適切と判断される場合であること 等

(留意事項)

- ・出席扱いとすることにより不登校が必要な程度を超えて長期にわたることを助長しないように留意
- ・出席扱いとした場合、すべての教科・観点について観点別学習状況及び評定を記載できない場合でも、たとえば自宅における学習状況を所見欄に文章記述するなど、学習の努力を認め、次年度以降の指導に生かすという観点から適切な記載がのぞまれること。また、民間業者が提供する教材やインターネット上の学習システムを活用する場合は、当該教材の学習履歴や学習時間、確認テストの結果などに基づいて評価を行うことも考えられること。 等

制度の周知

- 令和4年3月の通知において、不登校児童生徒の教育機会確保のために、ICTを活用した学習支援を行うことが重要であること等を示し、取組を促した。自治体向けの政策説明の場においても、制度の周知を行った。また、今後の取組の推進に資するよう、自治体における学習評価への反映に向けた取組事例や課題についてヒアリング等を実施した。

自治体における取組

(鳥取県)

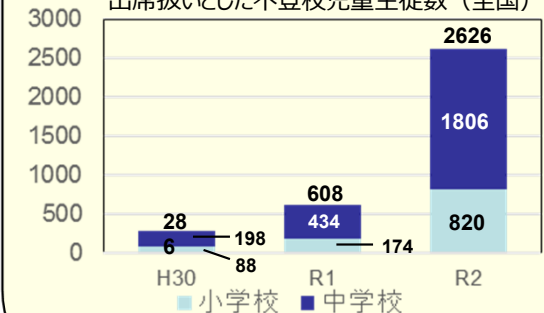
県教育支援センターに、訪問等により児童生徒への学習支援や保護者への助言等を行う「自宅学習支援員」を配置。

児童生徒は県が契約している民間オンライン教材により学習。学習支援報告書を市町村教育委員会経由で在籍校に提出し、学校長が指導要録上の出席扱い等を判断。

(福岡市)

学校内の別室において授業を受けられる場合、学校内の別室へ授業のオンライン配信を実施。学校内の別室での学習が困難な場合は、通信環境の確認を行った上で、自宅へのオンライン配信を実施し、学校長が指導要録上の出席扱い等を判断。

自宅におけるICT等を活用した学習活動を指導要録上出席扱いとした不登校児童生徒数(全国)

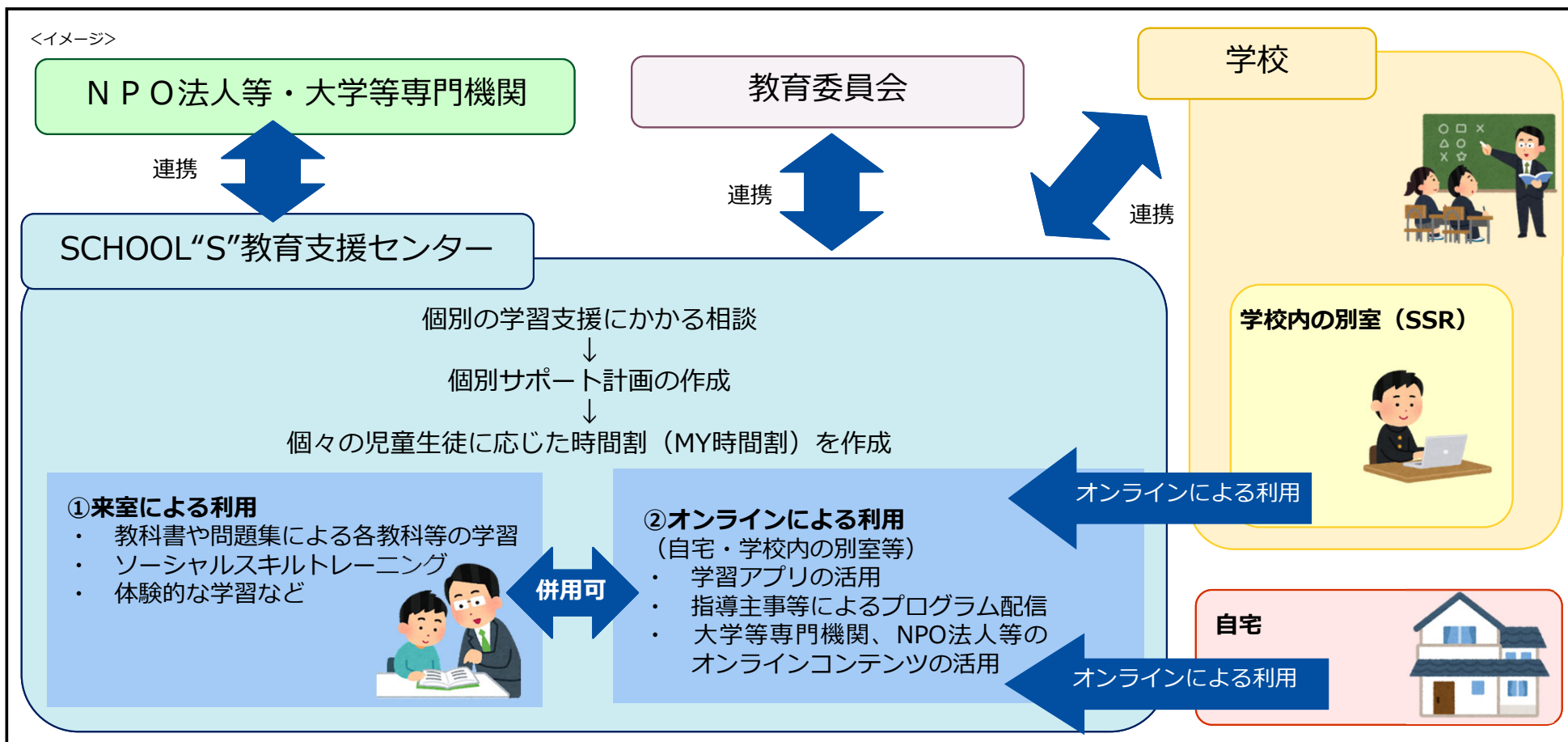


(出典)児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査(H30,R1,R2年度)

事例①：教育支援センターを活用した支援について（広島県）

支援内容

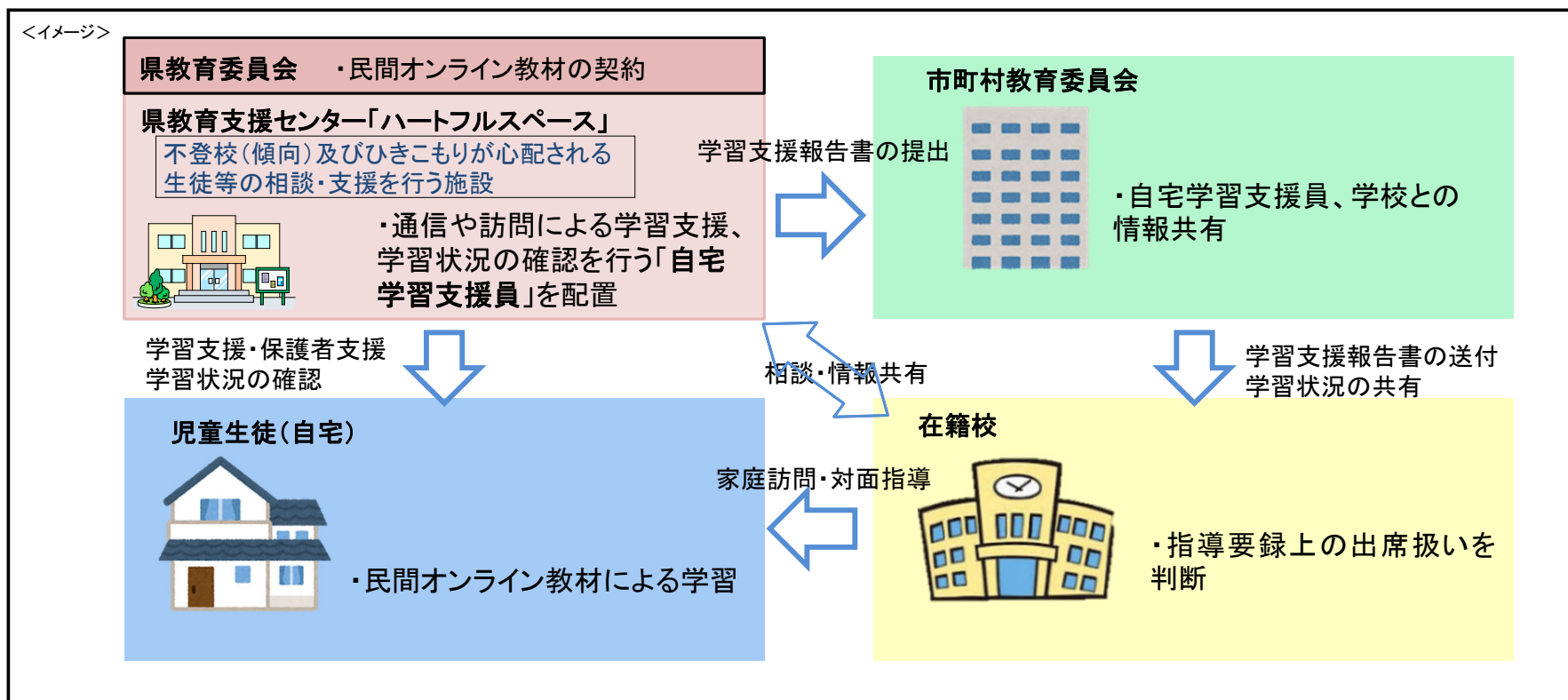
- 教育支援センターでの来室による支援として、教科書や問題集による各教科等の学習、ソーシャルスキルトレーニング、体験的な活動などを実施。
- 教育支援センターからのオンライン配信による支援として、学習アプリの活用、指導主事等によるプログラム配信、大学等専門機関、NPO法人等のオンラインコンテンツの活用などを実施。
- また、指導主事等は、アセスメント、個別サポート計画の作成、個別サポート計画に基づいた個別の支援に係る相談、児童生徒との話し合いによる個々が学びたい内容や回数を踏まえた時間割（MY時間割）の作成支援、児童生徒との話し合いによる個々の目標に向けた振り返りの実施と次の段階の目標設定を行う。



事例②：教育支援センターを拠点とした学習支援（鳥取県）

支援内容

- 県内に3箇所設置している県教育支援センター「ハートフルスペース」に、児童生徒への学習支援や保護者への助言等を行う「自宅学習支援員」を配置。
- 自宅学習支援員は、児童生徒の学習状況をインターネットを介して確認し、学習教材内の通信機能や訪問等により、学習支援を行う。
- 児童生徒は県が契約している民間オンライン教材により学習。県教育委員会は学習支援報告書を市町村教育委員会経由で在籍校に提出し、学校長が指導要録上の出席扱いを判断。



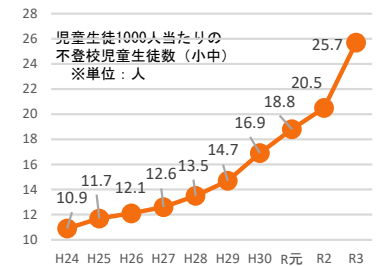
スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー による教育相談体制の充実

令和5年度予算額
(前年度予算額)

82億円
77億円)



- ◆ 義務教育段階の不登校児童生徒数は、平成24年度から9年連続で全体の人数・児童生徒千人当たりの人数ともに増加しており、**様々な課題を抱える児童生徒への早期支援、不登校状態にある児童生徒への手厚い支援**に向けた相談体制の充実が必要。
- ◆ また、社会問題化している昨今の児童虐待相談対応件数の急増等を踏まえ、**学校における児童虐待の未然防止・早期発見や、児童虐待発生時の迅速・的確な対応**に向けた相談体制の充実も喫緊の課題。
- ◆ さらに、「**経済財政運営と改革の基本方針2022**」等を踏まえ、**重大ないじめ・自殺や不登校、ヤングケアラーの早期対応等**に向けた相談体制の充実も課題。



スクールカウンセラー等活用事業

令和5年度予算額：5,889百万円(前年度予算額：5,581百万円)

- ✓ 補助割合：国 1/3、都道府県・政令指定都市 2/3
- ✓ 実施主体：都道府県・政令指定都市
- ✓ 補助対象経費：報酬・期末手当、交通費等



- ✓ 児童生徒の心理に関して専門的な知識・経験を有する者
⇒児童の心理に関する支援に従事(学教法施行規則)
- ✓ 公認心理師、臨床心理士等

- ✓ **全公立小中学校**に対する配置(27,500校)
- ✓ 配置時間：週1回概ね4時間程度

基礎配置に加え、配置時間を週1回4時間加算
⇒重点配置の活用により、**週1回8時間(終日)以上の配置も可能**

- **いじめ・不登校対策**のための重点配置：**2,900校**(←2,000校)
※不登校特例校や夜間中学への配置を含む
- **教育支援センター**の機能強化：**250箇所**

- **虐待対策**のための重点配置：**2,000校**(←1,500校)
- **貧困対策**のための重点配置：**2,300校**(←1,900校)

- **スーパーバイザー**の配置：**90人**

上記のほか、**自殺予防教育実施の支援**を含む

スクールソーシャルワーカー活用事業

令和5年度予算額：2,313百万円(前年度予算額：2,132百万円)

- ✓ 補助割合：国 1/3、都道府県・政令指定都市・中核市 2/3
- ✓ 実施主体：都道府県・政令指定都市・中核市
- ✓ 補助対象経費：報酬・期末手当、交通費等



- ✓ 福祉に関して専門的な知識・経験を有する者
⇒児童の福祉に関する支援に従事(学教法施行規則)
- ✓ 社会福祉士、精神保健福祉士等

- ✓ **全中学校区**に対する配置(10,000中学校区)
- ✓ 配置時間：週1回3時間

基礎配置に加え、配置時間を週1回3時間加算
⇒重点配置の活用により、**週2回や週3回の配置も可能**

- **いじめ・不登校対策**のための重点配置：**3,000校**(←2,000校)
※不登校特例校・夜間中学への配置を含む
- **教育支援センター**の機能強化：**250箇所**

- **虐待対策**のための重点配置：**2,500校**(←2,000校)
- **貧困対策**のための重点配置：**3,500校**(←2,900校)
※**ヤングケアラー支援のための配置を含む**

- **スーパーバイザー**の配置：**90人**

補助制度

求められる能力・資格

基盤となる配置

重点配置等

オンライン活用拠点

- **オンラインカウンセリング**活用のための配置：**67箇所**(新規)

- **オンラインを活用した支援**のための配置：**67箇所**(新規)

不登校児童生徒に対する支援推進事業

令和5年度予算額
(前年度予算額)

2.6億円
1.9億円)



- 【背景】
- 不登校児童生徒数は9年連続増加（令和3年度の小・中学校における不登校児童生徒数：約24万5千人）
 - 平成28年12月7日、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」が成立し、同法第7条を踏まえ、平成29年3月、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針」を策定
⇒ **不登校児童生徒への多様で適切な教育機会の確保が重要**

事業概要

《不登校児童生徒支援に係る関係機関の連携体制の整備》

◆不登校児童生徒支援協議会等の設置

教育委員会やフリースクール等の民間団体を含めた関係機関との連携により、関係機関が定期的に不登校児童生徒の支援の在り方について協議を行う協議会等を設置。



◆関係機関との連携を支援するコーディネーター等の配置

不登校児童生徒への支援に関する窓口として、関係機関間の連絡調整、支援に関する学校への指導・助言等を実施するコーディネーター等を配置。

《学校内外における多様な不登校児童生徒の支援の推進》

◆教職員研修会や保護者学習会等の実施

不登校児童生徒への多様で適切な支援を推進するため、フリースクール等の民間団体と連携するなどして、教職員向けの研修会や不登校児童生徒を抱える保護者向け学習会等を実施。

◆教育支援センターにおける多様な相談・支援体制の強化

✓ アウトリーチ型支援等の実施

教育支援センターに通うことが困難な不登校児童生徒に対して、きめ細かな支援が行き届くように家庭訪問や多様な場を活用した相談を行ったり、学習支援等を行う支援員、保護者や教職員への助言を行う人材を配置する広域的な支援体制を整備。

✓ 教育支援センター等を中核とした支援ネットワークの整備

《不登校特例校の設置促進・充実》

◆不登校特例校の設置準備に関する支援（20自治体）

不登校特例校の設置検討や準備に係る協議会等の設置、地域住民等に対する広報や不登校特例校設置のためのニーズ調査の実施等特例校の設置推進に関する経費を措置。

スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置 (関連施策)

■スクールカウンセラー等活用事業・スクールソーシャルワーカー活用事業

令和5年度予算額 82億円

1. 事業内容
スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置による教育相談体制の整備に要する経費の補助。
2. 補助事業者 都道府県・指定都市（SSWのみ中核市も対象）
3. 補助率 1/3

支援スタッフの配置 (関連施策)

■学力向上を目的とした学校教育活動支援

令和5年度予算額 36億円の内数

1. 事業内容
いじめ・不登校等への対応のため、教師に加えて多様な支援スタッフが学校の教育活動に参画する取組に要する経費の補助。
2. 補助事業者 都道府県・指定都市（市区町村は間接補助）
3. 補助率 1/3

不登校児童生徒への対応に取り組む私立学校への支援 (関連施策)

■教育改革推進特別経費（教育の質の向上を図る学校支援経費）

令和5年度予算額 19億円の内数

1. 事業内容
私立学校におけるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の活用による不登校児童生徒への教育機会の確保に要する経費の補助。
2. 補助事業者 都道府県
3. 補助率 1/2

実施主体	都道府県、政令指定都市 等
補助割合	国 1/3 都道府県・政令指定都市 等 2/3
補助対象経費	謝金、旅費、報酬、期末手当、交通費等

背景・課題

- **不登校児童生徒は9年連続増加**（令和3年度の小・中学校における不登校児童生徒数：約24万5千人）しており、憂慮すべき状況。
- 平成28年12月に「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」が成立し、多様な背景を持つ**不登校児童生徒の個々に応じた教育の機会の確保**に資するため、特別の教育課程に基づく教育を行う学校（不登校特例校）の整備等が求められている。
- 「**経済財政運営と改革の基本方針2022**（令和4年6月閣議決定）」においても「**不登校特例校の全都道府県等での設置や指導の充実の促進**」を初めて明記。
- 都道府県等による広域を対象とした不登校特例校（分教室型含む）や夜間中学との連携等を通じた**特色のある不登校特例校の設置促進**を図るため、自治体に対して、設置準備に係る支援が必要。

事業内容

① 不登校特例校の設置準備に関する支援 98百万円

- **不登校特例校の設置検討や準備に係る協議会等の設置やプレイルーム設置に係る備品等**設置準備に関する経費を措置。
- **地域住民等に対する広報**や不登校特例校設立のための**ニーズ調査の実施**に関する経費を措置。

※設置後の支援の在り方は今後検討

【関連施策】

- ▶ 公立学校施設の整備、私立学校施設・設備の整備の推進
- ▶ 不登校児童生徒個々の実情に対応するために必要な支援に係る教員配置（義務教育費国庫負担金）
- ▶ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置（公立）スクールカウンセラー等活用事業・スクールソーシャルワーカー活用事業（私立）私立高等学校等経常費助成費補助金（特別補助）
- ▶ 養護教諭等の業務支援体制の充実
- ▶ 夜間中学の設置促進・充実

② 不登校特例校の教育の充実に関する調査研究委託 14百万円

- 不登校児童生徒の実情に応じた教育課程及び教育活動の工夫や学校運営上の取組、地域との連携等、不登校特例校の教育の充実に関する調査研究を実施。
 - ・ICT等を活用した教育活動の効果やカリキュラムの開発
 - ・自宅における学習活動の把握方法と評価への反映の在り方
 - ・不登校児童生徒の社会的自立を目指した地域との連携の在り方 等



実施主体

都道府県、政令指定都市、市区町村

補助率

国 1/3、都道府県等 2/3

委託先

不登校特例校を設置する都道府県、政令指定都市、市町村、学校法人

3

生徒指導提要の改訂について

生徒指導提要の改訂について

生徒指導提要

生徒指導の実践に際し、教職員の共通理解を図り、組織的・体系的な生徒指導の取組を進めることができるよう、**生徒指導に関する基本書**として、**小学校段階から高等学校段階までの生徒指導の理論・考え方や実際の指導方法、個別課題への対応**（いじめ、不登校、暴力行為…）**等について網羅的にまとめたもの。**

生徒指導提要

令和4年12月
文部科学省

文部科学省

改訂の背景

- 平成22年に**生徒指導提要**が作成されて以降、**10年以上が経過**。
- 近年、**いじめの重大事態や暴力行為の発生件数、不登校児童生徒数、児童生徒の自殺者数が増加傾向であるなど、課題は深刻化**。また、「いじめ防止対策推進法」や「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」の成立等関連法規や組織体制の在り方など、**提要の作成時から生徒指導を巡る状況は大きく変化**。
- 「**生徒指導提要の改訂に関する協力者会議※**」において**生徒指導提要の改訂を検討**。

※座長：八並光俊 東京理科大学教育支援機構教職教育センター教授、副座長：新井 肇 関西外国語大学外国語学部教授

改訂の基本的な方向性

- **「積極的な生徒指導」の充実**
 - ✓ 児童生徒の問題行動等の発生を未然に防止するため、目前の問題に対応するといった課題解決的な指導だけでなく、「成長を促す指導」等の「積極的な生徒指導」を充実。
- **個別の重要課題を取り巻く関連法規等の変化の反映**
 - ✓ 個別課題（いじめ、不登校、児童虐待、自殺、多様な背景を持つ児童生徒への対応等）について、平成22年の生徒指導提要作成時からの社会環境の変化（法制度、児童生徒を取り巻く環境等）やそれらに応じた必要な対応等について反映。
- **新学習指導要領やチーム学校等の考え方の反映**
 - ✓ 生徒指導全般に係る事項として、全体を通して、児童生徒の発達の支援、チーム学校、学校における働き方改革、多様な背景（障害や健康、家庭的背景等）を持つ児童生徒への生徒指導等について反映。
※**教職員や関係機関の職員等が参照しやすくなるように留意**

改訂版の公表について

※12月6日付け事務連絡にて全国に公表した旨周知

- **生徒指導提要改訂版のURL・QRコード**
 - ✓ URL：
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1404008_00001.htm
 - ✓ QRコード：右記のとおり。



- **生徒指導提要（改訂版）をデジタルテキストとして活用**
 - ✓ 教職員や教育委員会等の担当者だけでなく、医療や福祉、警察、司法等多くの学校関係者に読まれ、活用いただくことを想定
 - ✓ 法律や通知等の関連情報に容易にアクセス可能
※ホームページにて活用ガイドも公開中。

生徒指導提要の目次構成

第Ⅰ部 生徒指導の基本的な進め方

第1章 生徒指導の基礎

- 1.1 生徒指導の意義 (生徒指導の定義と目的、実践上の視点、生徒指導の連関性 等)
- 1.2 生徒指導の構造 (2軸3層4類型 (発達支持・課題予防 (課題未然防止・課題早期発見対応)・困難課題対応) 等)
- 1.3 生徒指導の方法 (児童生徒理解、集団指導・個別指導、ガイダンスとカウンセリング、チーム支援 等)
- 1.4 生徒指導の基盤 (教職員集団の同僚性、生徒指導マネジメントサイクル、家庭や地域の参画 等)
- 1.5 生徒指導の取組上の留意点 (児童生徒の権利の理解、ICTの活用、幼児教育との接続、社会的自立 等)

第2章 生徒指導と教育課程

- 2.1 児童生徒の発達を支える教育課程
- 2.2 教科の指導と生徒指導
- 2.3 道徳科を要とした道徳教育における生徒指導
- 2.4 総合的な学習(探究)の時間における生徒指導
- 2.5 特別活動における生徒指導

第3章 チーム学校による生徒指導体制

- 3.1 チーム学校における学校組織 (チーム学校、学校組織 等)
- 3.2 生徒指導体制 (生徒指導部・生徒指導主事、学年・校務分掌を横断する生徒指導体制、教職員の研修、年間指導計画 等)
- 3.3 教育相談体制 (基本的な考え方、教育相談活動の全校的展開、教育相談の研修、年間計画 等)
- 3.4 生徒指導と教育相談が一体となったチーム学校 (生徒指導と教育相談の一体的連携、アセスメント)
- 3.5 危機管理体制 (学校安全、安全教育 等)
- 3.6 生徒指導に関する法制度等の運用体制 (校則、懲戒・体罰及び不適切な指導、出席停止措置 等)
- 3.7 学校・家庭・関係機関等との連携・協働 (教育、医療、福祉、司法・警察、家庭、地域、NPO 等)

※関係機関の記載に当たっては、児童生徒の触法や福祉支援の際の仕組み・各機関の役割について記載。

第Ⅱ部 個別の課題に対する生徒指導

- ・各章のリード文において、それぞれの章に係る現状や章の概要等について記載。※特定の時点における状況ではなく中長期的な状況につき記載。
- ・各章の節構成は、以下の内容を基本として、各章の内容に応じて名称や節・項の構成を検討。
 - 1) 関連法規・基本方針等
 - 2) 学校の組織体制と計画
 - 3) 未然防止・早期発見・対応
 - 4) 関係機関等との連携体制

第4章 いじめ

第5章 暴力行為

第6章 少年非行 (喫煙、飲酒、薬物乱用を含む)

第7章 児童虐待

第8章 自殺

第9章 中途退学

第10章 不登校

第11章 インターネット・携帯電話に関わる問題

第12章 性に関する課題

第13章 多様な背景を持つ児童生徒への生徒指導※

※児童生徒の障害や健康問題等の個人的背景や家庭的背景等